



2022年3月4日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 真 船 達  
(コード番号： 2191)  
問合せ先 管理本部広報IR 高森 眞子登  
(電話：03-5937-2111)

## 追加調査（2回目）となる社内調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、2022年2月28日付適時開示「追加調査（2回目）となる社内調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、2022年2月28日に当社から独立的立場を保有する東京市谷法律事務所（以下「本法律事務所」といいます。）より「調査報告書」（以下「追加（2回目）報告書」といいます。）を受領していましたが、機密情報保護等を目的として、部分的な非開示措置を施したうえで本日開示いたしますので下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今回の事態に至ったことを重く受け止め、本法律事務所が認定した事実、発生原因、及び再発防止策の提言を十分に分析し、早期に再発防止策を策定、実行してまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、皆さまからの信頼回復に努めてまいる所存でありますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 追加（2回目）報告書の公表について

当社は、2022年2月28日付適時開示「追加調査（2回目）となる社内調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本法律事務所より既に追加（2回目）報告書を受領しておりますが、機密情報保護等を目的として、部分的な非開示措置の可否を検討しておりました。

この度、追加（2回目）報告書により新たに判明した事実とその重要性に鑑み、当社としては、追加（2回目）報告書の一部について部分的な非開示措置を施した暫定版を別紙のとおり公表することといたしました。なお、後日公表可能となった部分がある場合は、公表可能となった時点で速やかにお知らせいたします。

#### 2. 追加（2回目）報告書により新たに判明した主な事実

- (1) 2020年に当社が実施したCENEGENICS JAPAN株式会社（以下「セネジェニックス・ジャパン」といいます。）を割当先とする第三者割当増資（以下「2020年の増資」といいます。）の失権について  
追加（2回目）報告書により新たに判明した2020年の増資の失権にかかる主な事実は以下のとおりです。
- ①2020年7月13日付の当社取締役会決議による10億円の第6回無担保社債の発行に関し（なお、当該社債10億円は2020年の増資においてD E Sの対象となった。）、当該社債を引き受けたセネジェニックス・ジャパンへの資金提供者はE社であるとされており、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）にもその旨説明がなされていたが、実際の10億円の資金提供者はG社であると考えられ、社債払込資金は

E社の自己資金からセネジェニックス・ジャパンに入金されたものではなかった。仮にE社とセネジェニックス・ジャパンの間で金銭消費貸借書が交わされていたとしても、E社は自己資金をもって社債の払込金10億円をセネジェニックス・ジャパンに融資した事実は確認されない。

- ②セネジェニックス・ジャパンから当社に対して提出された一部のE社の預金通帳写しには、その信頼性に強い疑義（事実に反する加工の疑い）があることが判明した。
- ③セネジェニックス・ジャパンから当社に対して提出され、当社が東証等に対して提出した書類の一部について信頼性に強い疑義（事実に反する加工の疑い）があることが判明した。
- ④E社のセネジェニックス・ジャパンに対する融資業務の委任を受けたとするF弁護士による証明文書について、同弁護士は、当該各文書の一部について作成及び押印を否定し、かつ、E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資業務自体の委任を受けたことはなかった旨を述べており、当該文書の証明内容の信頼性にも疑義があることが判明した。
- ⑤E社名義のホームページの内容には事実に反する内容が存在することが判明した。E社は自社のホームページの中で、当社への第三者割当増資を行うため、2020年11月13日付でE社からセネジェニックス・ジャパンに対して融資金26億円を送金した旨が記載されていたが、セネジェニックス・ジャパンの預金取引明細書にはE社からの払い込みは確認できなかった。
- ⑥したがって、2020年11月13日にE社からセネジェニックス・ジャパンに対し26億円の送金手続きを行い、これが翌営業日の同年11月16日になってセネジェニックス・ジャパンに着金したとの話は、事実に反することが判明した。

## (2) ストックオプション関連の債権債務関係の不記載について

追加（2回目）報告書により判明した2020年の増資の実施の決定時点における当社の元代表取締役社長の平智之氏及び当社の元取締役の遊佐精一氏（以下「当社の元役員ら」といいます。）とセネジェニックス・ジャパンとの間の関係性にかかる主な事実は以下のとおりです。

- ①2020年10月28日付取締役会決議による第三者割当増資の募集事項が決定された際、割当予定先（セネジェニックス・ジャパン）との関係を含む適時開示が行われたが、その当時、当社の元役員らは、ストックオプション行使により取得した各12万株の当社株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡し、当該株式の名義変更手続きが完了していた。
- ②当社の元役員らは、①に記載のとおり当社株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡したものの、譲渡代金の払込みがなく内容証明郵便でセネジェニックス・ジャパンに対して支払督促を行っていたことから、セネジェニックス・ジャパンとの間には債権債務関係が存在していたが、2020年の増資に係る有価証券届出書及び適時開示にはその旨を記載していなかった。

## (3) D教授関連についての報告懈怠

追加（2回目）報告書により判明した2020年のメキシコでのCOVID-19治療新薬開発の治験責任医師とされるD教授と当社代表取締役社長である真船氏（以下「真船氏」といいます。）が接触していたことを真船氏が同時期に社内調査を実施していた本法律事務所へ報告していなかったことに係る主な事実は以下のとおりです。

- ①2021年8月3日に真船氏はD教授と接触したが、真船氏本人としてはそのことを軽微なことと捉えたこと。しかし、D教授が複数回にわたり当社子会社であるテラファーマの施設を訪問し、さらに同社技術者に対して技術研修を行おうとしていたことを踏まえると軽微なこととはいえない。
- ②また、当社の元取締役であり、その当時は当社の執行役員であった遊佐精一氏についても、真船氏と同様にD教授と面談していたが、D教授よりその技術について開示を受けなかったこと等から、当該面談の事実を報告する必要はないとの認識のもとで本法律事務所に対して報告をしなかった。
- ③2021年2月10日、D教授の技術を専門的見地から検証するため、平氏と遊佐氏他1名がH社の顧問であるとされたI氏とともに、井上肇氏（2021年3月30日に当社の監査等委員である取締役に就任し、2022年2月1日に同取締役を辞任）を訪問したところ、井上氏より、D教授のメキシコでの臨床試験の結果はコロ

ナの治療薬ではなくサイトカインストームあるいはARDS（急性呼吸窮迫症候群）の治療薬と理解することが正しい等の回答があった。

3. 追加（2回目）報告書を受けた今後の対応方針について

当社は、追加（2回目）報告書において記載された、再発防止策の提言を踏まえ、今後、具体的な再発防止策を策定したうえ、決定次第速やかに開示いたします。

4. 今後の見通し

追加（2回目）報告書を受けての今後の対応が当社の2022年12月期通期連結業績に与える影響は精査中であり、判明次第お知らせいたします。

また、追加（2回目）報告書を受けて、関連する適時開示の訂正を速やかに行い、公表する予定です。

以上

# 調査報告書（公表版）

2022年3月4日

テラ株式会社 御中

東京市谷法律事務所

弁護士 平 英 毅

弁護士 中 村 涼

<目次>

第1	総論	3 頁
1	本報告書作成の経緯及び目的	3 頁
2	本件調査の基本方針	4 頁
3	本件調査の実施期間	11 頁
4	前提事実及び留意事項	11 頁
第2	テラの当時の組織体制及び財務状況等の概観	14 頁
第3	第三者割当増資の一部失権に至る事実経過及び原因分析	15 頁
1	事実経過全体の総括	15 頁
2	具体的な事実経過	22 頁
3	テラの適時開示内容の適正性	139 頁
4	本件第三者割当増資の一部失権を招いた原因分析	140 頁
第4	本件第三者割当増資の決定時点におけるテラの平元社長及び遊佐元取締役とセネジェニックス・ジャパンとの間の債権債務関係の存在に関して	157 頁
1	問題の所在	157 頁
2	事実経過	157 頁
3	関連する事実	164 頁
4	原因分析	169 頁
第5	テラとセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づくメキシコにおける COVID-19 治療新薬開発に関する試験の実在性に関する追加調査について（D教授に関連する事項）	171 頁
1	問題の所在	171 頁
2	本件に関する事実経過	172 頁
3	当職らの第1回調査報告書及び第2回調査報告書の記載内容への影響の有無	181 頁
4	原因分析	182 頁
第6	再発防止策の提言	186 頁
1	第三者割当増資の失権の再発防止について	186 頁
2	ストックオプション関連の債権債務の不記載について	187 頁
3	D教授関連についての報告懈怠について	188 頁
別紙	<関連するテラの内部規程>	190 頁

## 第1 総論

### 1 本報告書作成の経緯及び目的

当職らは、テラ株式会社（以下「テラ」という。）の2021年8月6日付「社内調査報告書（公表版）」（以下「第1回調査報告書」という。）に記載のとおり、テラとCENEGENICS JAPAN 株式会社（以下「セネジェニックス・ジャパン」という。）との間で信頼関係に疑義が生じ、テラと同社との間での取引全般についての事実関係を確認するための社内調査の依頼を受け、社内調査を実施した（以下「前社内事実調査」という。）。

もっとも、前社内事実調査に基づく報告書は、テラより依頼を受けた時点では非公表とすることが予定されていたものの、その後、テラより、テラの株主に対して説明責任を果たす観点から、前社内事実調査報告書のうち、公表することが当該説明責任を果たす観点から必要かつ相当と考えられる部分を抽出した社内事実調査報告書の公表版の作成の要望があったため、当職らは、第1回調査報告書を提出した。

前社内事実調査の結果、テラがこれまでセネジェニックス・ジャパンとの間で行った新型コロナウイルス感染症に有効な医薬品開発等をはじめとする適時開示の内容と事実関係が符合しない可能性が高い部分又はその可能性がある部分が確認された。

そこで、テラより、当職らに対し、前社内事実調査による結果及び追加調査を実施のうえ、テラが新型コロナウイルス感染症 COVID-19 治療新薬開発に関する事実に関して事実と異なる適時開示に至った原因分析と今後の再発防止策の提言及びこれに関する報告書を作成することの依頼を受け、同年9月27日付「再発防止に向けた報告書」（以下「第2回調査報告書」という。）を提出した。

今般、テラより別途、2020年10月28日付のテラ取締役会決議に基づくセネジェニックス・ジャパンに対する第三者割当増資に関する手続き及びその後2度にわたる払込期日の延期を経て最終的に失権に至った経緯及び問題がある場合にはその原因分析と今後の再発防止策の提言及びこれらに関する報告書の作成についての依頼があったものである。

また、上記第三者割当増資に関する適時開示等の時点で、テラの一部の役員等について、セネジェニックス・ジャパンとの間で、ストックオプション行使に基づき取得したテラ株式を売却したことに伴う債権債務関係が生じていたにもかかわらず、これらが当該適時開示等に記載されていなかった事実も判明したことから、かかる事実に関する経緯とその原因分析、再発防止策の提言及びこれらに関する報告書の作成についても依頼があった。

加えて、当職らによる前社内事実調査及び前メキシコ事業に関する検証が実施されているにもかかわらず、当職らに何らの報告や連絡等がされることがないまま、テラの代表者等がメキシコにおける臨床試験の治験責任医師とされた人物と面談し、その

後、当該医師は、テラ子会社であるテラファーマ株式会社（以下「テラファーマ」という。）の施設見学を実施している事実が判明したことから、かかる事実経過、当職らの前社内事実調査結果への影響の有無の検証、当職らに報告等が無かったことの原因、かかる対応における問題の所在、原因分析、再発防止策の提言及びこれらに関する報告書の作成についても依頼があった。

以下では、上記第三者割当増資手続に関連する検証、2020年10月28日付適時開示において当時のテラの一部の役員とセネジェニックス・ジャパンとの間の債権債務関係が記載されなかったことに関連する調査、メキシコにおける臨床試験の治験責任医師とされた人物との接触に関連する調査をまとめて、「本件調査」といい、本件調査をまとめた文書を「本件調査報告書」という。

## 2 本件調査の基本方針

### (1) 日弁連ガイドラインの準用

本件調査の実施及び本件調査の結果を記載した報告書の作成にあたり、当職らは、日本弁護士連合会2010年7月15日発行（同年12月17日改訂）「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）、「第6.その他」、「5」において「本ガイドラインの全部又は一部が、適宜、内部調査委員会に準用されることも期待される。」と規定されていることを踏まえ、テラとの間で、日弁連ガイドラインの適用に関する確認書を取り交わし、同ガイドラインを準用する適用範囲を確認した。

### (2) 当職らの立場

当職らのうち平英毅弁護士は、過去にテラの2021年1月7日付改善報告書の作成に関する法的助言及びテラのセネジェニックス・ジャパンに対するプロメテウス・バイオテック株式譲渡に伴う譲渡代金債権に関する債権譲渡契約書の作成業務を行ったことがあるが、当該事項を除き、当職らとテラとの間には、過去において受任関係やその他の取引関係はない。

そして、前述の過去の助言提供等は、本件調査を含む当職らによるテラに対する調査開始の時点で既に終了しており、本件調査に必要な独立的立場を保持していると判断している。

### (3) 本件調査の範囲

本件調査の範囲は以下のとおりである。

ア テラのセネジェニックス・ジャパンを割当先とした第三者割当増資に関して失権に至るまでの一連の経緯（払込期日が2回に亘り変更された事実経過を含む。）の事実調査、並びに、同経緯に関する事実調査を踏まえて、これに関連するテラの適時開示の内容の適正性、及び、失権を防止する観点からテラの対応に不足していた点その他不適正な点が無かったか否かの検証及び不適正な点がある場合に

おける原因分析並びに再発防止策の提言

イ テラの2020年10月28日付適時開示において、当時の一部のテラ役員とセネジェニックス・ジャパンとの間に債権債務関係が存在していたにもかかわらず、これらが開示されなかったことの経緯、原因分析及び再発防止策の提言

ウ メキシコにおける臨床試験の治験責任医師であるとして報告を受けていた医師（以下「D教授」という。）との間で、テラ代表者等が面談のうえ、テラファーマの施設見学等が実施されていたことの実経緯、当職らに何らの報告等がされなかったことの原因、原因分析及び再発防止策の提言

#### (4) 本件調査の方法

ア 当職らは、前社内事実調査及び第2回調査報告書に関する調査において下記の調査を実施していることから、本件調査及び本件調査報告書の作成にあたり、前社内事実調査報告書（第1回調査報告書を含む。）及び第2回調査報告書による調査結果を踏まえている。

#### 記

- ・テラ適時開示文書、プレスリリース、有価証券届出書、大量保有報告書（変更報告書を含む。）等の精査
- ・関係者へのヒアリング（※1）
- ・メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）現地法律事務所への調査事項の委託（※2）
- ・テラが保持する英語又はスペイン語による契約締結文書、連絡文書その他関連資料についての外部業者への翻訳の委託
- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録その他テラ内部文書資料の精査（※3）
- ・メキシコにおける新薬開発事業に関してセネジェニックス・ジャパンから随時提供されていたテラ内部資料及びテラ独自で取得した資料等の精査（※3）
- ・調査事項のうちテラが当事務所以外の法律事務所に委託して取得した調査報告書を引き継いだ調査（但し、セネジェニックス・ジャパンのテラ株式譲渡の経緯に関するものに限る。）
- ・任意提出を受けた電子メール及びLINEデータの精査（※3）
- ・弁護士会照会の実施
- ・本件調査事項に関連するインターネット上で取得可能な公開情報及び公開記事（現在は閲覧できないものの、過去に公開されていた情報を含む。）の精査

（※1）：当該関係者へのヒアリングの実施状況は以下のとおりである。

対象者	所属・役職等	実施状況	方法
平智之氏	テラ元代表取締役 (2019年3月～2021年7月20日)	2021.4.15 2021.4.28 2021.5.17	面談



		2021. 6. 9 2021. 6. 16 2021. 8. 17 2021. 8. 23 2021. 8. 26	
遊佐精一氏	テラ元取締役 (2017年4月～2021年3月)	2021. 6. 16 2021. 8. 20	面談
藤森徹也氏	テラ元監査等委員 (2020年3月～2021年3月) セネジェニックス・ジャパン元代表取締役・同社株主	未了	
明石法彦氏	テラ元監査等委員 (2019年3月～2021年3月)	2021. 8. 24	面談
廣川勝昱氏	テラ元監査等委員 (2019年3月～2021年3月)	2021. 8. 19	WEB面談
テラ元管理本部長	テラにおける元管理本部長 (2020年3月～2021年3月)	2021. 9. 7	電話面談
当時における社外の内部監査担当者	テラ内部監査室 (2020年3月から2021年3月)	2021. 9. 3	WEB面談
虎見英俊氏	テラ元取締役 (2019年3月～2020年3月)		
深川哲也氏	テラ元監査等委員 (2019年3月～2020年3月)	2021. 9. 3	WEB面談(但し音声のみ)
A氏	セネジェニックス・ジャパン役員・同社株主	未了	
B氏	セネジェニックス・ジャパン役員・同社株主	未了	
C氏	プロメテウス・バイオテック代表者	2021. 5. 31付メールによる質問書の送付	

上記のうち、藤森氏、A氏、B氏に対して、文書によりヒアリングの申し込みをし、いずれも当該書面の到着を確認したものの、これらの対象者から何ら回答はなく、ヒアリングは実施できなかった。

また、プロメテウス・バイオテックの代表者とされるC氏に対しては、メールによる照会を行い、当該メールの到達が確認されたものの、当該メールへの回答はなかった。

更に、虎見英俊氏については、第2回調査報告書に反映可能なヒアリングを実施することはできなかった。

(※2)：メキシコ現地における調査は、次のメキシコ現地法律事務所に依頼して行った。

TTY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.

Hegel 153, 901, Col. Polanco V sección, C.P. 11560,  
Alcaldía Miguel Hidalgo, Ciudad de México, México

なお、同事務所とテラ及びセネジェニックス・ジャパンを含む本件に関連する会社と取引関係を有したことは過去になく、前社内事実調査報告書及び第2回調査報告書作成時点においてもないことをテラ及び同事務所から確認を受けており、本件調査の中立性及び公正性を害する事由はないものと判断している。

(※3)：テラ、平智之氏（以下「平元社長」という。）、遊佐精一氏（以下「遊佐元取締役」という。）及びテラの従業員が保持していた関連資料及び電磁的記録媒体について、2021年3月3日の時点で、テラ取引先等が強制調査を受けている関係先として証券取引等監視委員会により差押等がされたため、差し押さえ対象となった関連資料及び電磁的記録媒体について検討できていない。

株主総会議事録、取締役会議事録及び監査等委員会議事録の各原本自体も、テラに対する上記強制調査の結果、当局に押収されているが、後述のとおり、第2回調査にあたり、当局から全参加者の押印があり完成されている原本の写しについては、謄写を受け、精査している。

上記強制調査前に平元社長から提出を受けている電子メール、LINE その他の資料及び原本が差し押さえられた資料の中で電子データが残っているもの、あるいは、原稿のデータが残っている当該資料データ等についてはこれを確認した。

なお、LINE については平元社長及び遊佐元取締役の携帯端末の本体が捜査機関に差し押さえがされているため、当職らが平元社長から任意に提供されていた平元社長のLINE でやりとりされた本文のみが検討対象となっており、当該LINE 本文以外のLINE に添付された写真・情報を確認するには至っていない。

イ 本件調査にあたり、必要な限度で、上記「ア」の調査に加えて、以下の調査を新たに実施した。

- ・関係者に対するヒアリング（※4）
- ・フォレンジック調査の実施（※5）
- ・破産手続き中のセネジェニックス・ジャパンについて、当該破産事件に関する記録の閲覧謄写及び当該破産者の破産管財人からの資料取得

(※4) 本件調査にあたり新たに実施したヒアリングの状況は以下のとおりである。

対象者	所属・役職等	実施状況
-----	--------	------

眞船達氏	テラ代表取締役	2021.12.27 面談
池田徹氏	テラ取締役	書面によるヒアリングの実施（D教授関連）
中島日出夫氏	テラ監査等委員	書面によるヒアリングの実施（D教授関連）
東海林秀樹氏	テラ監査等委員	書面によるヒアリングの実施（D教授関連）
西村國彦氏	テラ元監査等委員	書面によるヒアリングの実施（D教授関連）但し、未回答。
井上肇氏	テラ元監査等委員	2022.1.25 WEB面談（D教授関連）
平元社長	テラ元代表取締役	対象者の意向に基づき、書面によるヒアリングの実施
明石法彦氏	テラ元監査等委員	2022.1.27 WEB面談
廣川勝昱氏	テラ元監査等委員	2022.2.1 WEB面談
遊佐精一氏	テラ執行役員（テラ元取締役）	2022.1.6 面談
J氏	テラファーマ従業員	書面によるヒアリングの実施
テラ元管理本部長	テラ元従業員	メールによるヒアリングの打診に対する返答なくヒアリング未了。
K弁護士	第三者割当増資においてテラの法務手を担当	2022.1.25 面談
藤森徹也氏	テラ元監査等委員 セネジェニックス・ジャパン元代表取締役	内容証明郵便及び特定記録郵便によりヒアリングを打診し、いずれの書面も到着が確認されたものの返答なく、ヒアリング未了。
A氏	セネジェニックス・ジャパン元取締役	※ 参照
B氏	セネジェニックス・ジャパン元取締役	内容証明郵便及び特定記録郵便によりヒアリングを打診し、いずれの書面も到着が確認されたものの返答なく、ヒアリング未了。
E社	セネジェニックス・ジャパンに対する本件第三者割当増資の融資元とされた企業	登記簿上の住所に内容証明郵便及び特定記録郵便によりヒアリングを打診したものの、同郵便物はいずれも宛所尋ねあたらずにより到着せず。 その他の調査により同法人への郵送可能な住所を調査したものの探知するには至っていない。
E社代表者		登記簿上の住所に内容証明郵便及び特定記録郵便によりヒアリングを打診したものの、同郵便物は、宛所尋ねあたらずにより到着せず。 F弁護士から同氏の携帯電話番号を聴取のうえ、電話によりヒアリングの打診をしたところ、電話に出た人物がE社代表者と認める回答をした後、「弁

		<p>護士と相談する。後日追って連絡する。」旨の回答をしたが、その後、それぞれ別日に2回架電するも応答はなく、その後も返信等を得られておらずヒアリング未了。</p> <p>なお、この電話にて、通知を送る場所を尋ねたものの回答されるには至らなかった。</p>
F 弁護士	E 社のセネジェニックス・ジャパンに対する融資業務の委任を受けたとされる弁護士	<p>2022.1.14 面談</p> <p>2022.1.20 面談</p>
H社	D教授との面談を取り次いだとされるI氏が顧問として帰属する企業	<p>同社の顧問とされるI氏、D教授、同社の副社長の名刺を有するL氏との各面談を内容証明郵便及び特定記録により打診をし、このうち特定記録郵便による書面等の到着が確認された。</p> <p>また、テラより伝えられたメールアドレスにも送信をしてヒアリングを打診したが、応じられておらずヒアリング未了。</p> <p>但し、その後、I氏から、当職らのヒアリングに代替する趣旨とのことで、同氏のD教授との接触状況や、本件調査の在り方、L氏にH社の名刺が交付された趣旨等が記載された書面の送付を受けた。</p>
G社代表者	G社は2020年6月30日時点におけるテラの筆頭株主	ヒアリングを申入れ実施予定であったものの、先方の都合により未実施。
L氏	セネジェニックス・ジャパンの債権者とされる者	<p>同人の所有する名刺記載の所属先に電話連絡をし、当該電話時にはつながらなかったものの、後日、当該所属先から折り返しの連絡があったため用件を伝えて、同名刺記載のメールアドレスにヒアリングを打診するメールを送信してよいか否かの意向確認を求めたところ、当該所属先から折り返す旨の返答があった。しかし、現在まで返答はなくヒアリング未了である。</p>
D教授	テラ及びセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づくメキシコにおける新薬開発の治験責任医師とされていた者	<p>当職らの調査により判明したメールアドレス及びフォレンジック調査の結果判明したメールアドレスに、当職らが質問事項（スペイン語）を記載したメールを送付した。</p> <p>但し、現在に至るまで未回答の状況である。</p>

※ A氏に対しては、当職らより、2021年12月21日付の内容証明郵便及び特定記録郵便によりヒアリングを打診し、このうち、内容証明郵便については不在のため持ち戻りとなった後、郵便局の保管期限が経過したため当職らに返送された。他方、特定記録郵便については同年12月22日に到着が確認され、その後2022年2月16日まで何らの返答もなかった。

しかし、調査期間終了間際の同年2月16日になってテラから、A氏からの同年2月15日付通知書をテラが受領した旨の連絡を受けた。

同書面においては、A氏としては、本件調査を行うためにはA氏自身が保持する重要な客観証拠なくして完遂できるとは考えられないところ、当該客観証拠は捜査機関により差押等がされており、A氏の手元には存在しない等の事情から当職らの調査に応じることはできないと考えていたが、今般、近日中に当該客観証拠が返還されることが見込まれるため、当該返還された段階で調査に協力する意向がある旨が記載されている。

本件調査報告書の提出時点において、A氏からのヒアリングは未了である。

(※5) 本件調査にあたり実施したフォレンジック調査の概要は以下のとおりである。

- ・本件調査におけるフォレンジック調査を実施するにあたり、同業務の専門会社であるアスイト・アドバイザー株式会社を起用した。
- ・前述のとおり2021年3月3日にテラの取引先等が強制調査を受けている関係先として証券取引等監視委員会により差押え等がされたため、差し押さえ対象となった関連資料及び電磁的記録媒体についてフォレンジック調査の対象とすることはできないことを踏まえて、本件調査に必要な範囲として、以下の媒体等についてデータ保全を実施した。その後、第三者割当増資手続関連及びD教授の関連について、以下の検証条件の下で、検索して抽出されたメール等の全データを当職らにおいて閲覧のうえ検証した。

調査対象	フォレンジック対象	検証条件
第三者割当増資手続 関連	平元社長、遊佐元取締役及び元管理本部長のテラが利用していたクラウドメールサービス上のデータ	・対象期間：2020年2月1日から2021年1月31日まで ・キーワード等：メールアドレス11個及びキーワード20個
D教授関連 (※)	・眞船社長の貸与パソコン1台、貸与携帯1台、私用携帯1台 ・J氏の貸与パソコン1台、貸与携帯1台 ・平元社長の貸与携帯1台 ・遊佐元取締役の貸与パソコン1台 ・平元社長及び遊佐元取締役のテラが利用していたクラウドサ	・対象期間：2021年3月1日からフォレンジック実施に基づく情報の保全日である2021年12月28日まで ・キーワード等：13個

	ービス上のデータ	
--	----------	--

※ D教授関連として、テラの取締役会議事録の記載から、井上元監査等委員がD教授とのWEB面談に参加していたことがあった事実が認められた。同氏は社外取締役であるためテラから同氏への携帯やパソコン等の貸与はないことから、当職らは、同氏に対し、同氏がテラの業務と無関係に使用している携帯、パソコン、メールサーバ等に対するフォレンジックへの協力を打診したものの、所属する勤務先からの情報の持ち出し制限や職業上の守秘義務等の観点から協力を得ることができず、この点の調査は未了である。

### 3 本件調査の実施期間

当職らは、2021年12月21日にテラより本件調査及び本件調査報告書の作成業務についての依頼を受け、直ちに着手し、本日まで調査を実施のうえ、本件調査報告書を作成した。

### 4 前提事実及び留意事項

- (1) 本件調査にあたり、テラ及び本件ヒアリング対象者が当職らに開示した資料は全て真正な原本と同一性を有する写しであり、また本件ヒアリング対象者が当職らに開示した情報は全て真正かつ正確であることを本件調査にあたっての前提としている。
- (2) また、本件調査及び本件調査報告書の作成にあたっては、当職らが先行して実施した前社内事実調査及び第2回調査の結果を前提としている。
- (3) 前社内事実調査、第2回調査及び本件調査に関しては、当職らによる法的な強制力のない任意での調査による限界が存在する。
- (4) また、2021年3月3日にテラの取引先等が強制調査を受けている関係先として、証券取引等監視委員会による強制調査を受け、当時のテラ役員の携帯端末や電磁的記録媒体又は取締役会議事録、監査等委員会議事録をはじめとするテラ社内の関連資料が差押等されている状況に起因する調査の限界が存在する。
- (5) 本件調査にあたり、取締役会、及び、監査等委員会における決議事項・報告事項・参加者の発言は、テラに残る取締役会議事録、及び、監査等委員会議事録の最終原稿データに基づき記載をしており、その記載内容が正しいことを本件調査報告書の前提としている（本件調査報告書では、「議事録の記載」として引用する。）。  
 なお、テラ元管理本部長からのヒアリングによれば、取締役会、及び、監査等委員会の議事録の原稿データは、これらに事務局として出席した同人が、終了後に、録音又は手控えメモから作成し、平元社長に提出しているものであるが、その後出席取締役・監査等委員である取締役らの押印まで済んでいないままのものもあった

とのことである。

当職らは、テラの委任を受けて証券取引等監視委員会から、同委員会が差押中のテラの取締役会議事録、及び、監査等委員会議事録のうち2020年1月から12月までの閲覧謄写を求めたところ、2021年9月1日、差押されたファイルの中の議事録で押印のある議事録の謄写が交付された。

しかし、上記期間中の取締役会議事録のうち押印があるものとして交付を受けたものは、1月14日、1月29日（会社法第370条に基づく決議。以下「書面決議」という。）、2月2日、2月7日（書面決議）、2月13日、3月9日、3月25日、3月31日（書面決議）、4月13日、4月27日、6月8日、6月23日、7月13日、8月25日の議事録であった。押印済み議事録の内容は、ほとんど体裁の点を除き原稿データ内容は一致していたが、4月27日の議事録については、原稿データには当日までに付議取下げになった2つの議案が記載され、そのうち1つの議案はそもそも取締役会決議の対象ではない旨記載されていたが、押印済みの議事録では当該議案について抹消済みで記載がないとの違いがあった。

また、上記期間中、監査等委員会議事録のうち押印があるものとして交付を受けたものは、1月14日、2月6日、2月13日、3月25日、5月11日の議事録であった。押印済み議事録の内容は、原稿データと差異はなかった。

- (6) 更に、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパン関係者からの任意の協力が得られないことに起因する調査の限界が存在する。
- (7) 本件調査は、テラからの依頼に基づき作成されたもので、当職らはテラ以外の第三者に対していかなる責任を負うものではない。

更に、本件調査は、テラ役員等（テラの役員であった者を含む。）の法的な責任追及を目的とするものではなく、本件調査報告書の各記載内容について、当該テラ役員等の責任追及の目的で使用されることを想定していない。

- (8) 本件調査報告書においては、テラの役員（元役員であったものを含む。）については実名とし、テラの役員以外の従業員は役職名、テラ関係者以外の第三者については必要な限度で本件調査の対象となった事項について氏名等と無関係のアルファベット表記とした。

なお、本件調査報告書で引用する有価証券届出書ないし適時開示の表記においても、以下に該当する者はアルファベットにて表記する。

当該アルファベット表記は以下のとおりである。

A氏	セネジェニックス・ジャパン役員・同社株主
B氏	セネジェニックス・ジャパン役員・同社株主
C氏	プロメテウス・バイオテック及びセネジェニックス・メキシコの代表者とされる者
D教授	メキシコにおける試験において治験責任医師とされた者

E社	本件第三者割当増資におけるセネジェニックス・ジャパンに対する払込資金の融資元とされた会社
F弁護士	E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資業務の委任を受けていると伝えられていた弁護士
G社	本件第三者割当増資の当時、テラの筆頭株主であった会社
H社	テラと業務提携に向けた協議を行っていると言われた会社
I氏	H社の顧問であるとされた者
J氏	テラファーマの従業員であり、D教授の研究施設の往訪についての実務を担当した者
K弁護士	テラに対し本件第三者割当増資についての適時開示や有価証券届出書作成等に関する法的助言及び対応をした外部弁護士
L氏	セネジェニックス・ジャパンの債権者であるとされた者
M氏	YouTube上でテラのメキシコでの新薬開発事業等に疑義を呈する動画を投稿していた人物
N社	質権実行によりセネジェニックス・ジャパンからテラ株式の譲渡を受けたとされる会社
O氏	セネジェニックス・ジャパンの従業員と思われる者



## 第2 テラの当時の組織体制及び財務状況等の概観

- 1 当職らの第2回調査報告書の13頁から21頁を参照されたい。
- 2 本件調査において必要な範囲で付加する内部規程の状況は、別紙のとおりである。

### 第3 第三者割当増資の一部失権に至る事実経過及び原因分析

以下では、調査資料に基づき、テラの2020年10月28日の取締役会決議に基づく第三者割当増資について、最終的に同年12月16日には、割当予定先とされたセネジェニックス・ジャパンから、当初予定していた発行価額の総額である3,574,350,000円からテラ第6回無担保社債の償還債務との相殺により払込みがされる1,000,000,000円を控除した残額である2,574,350,000円について、その一部である1,001,300円（※註：但し、後述のとおり1,000,078円の払込みのみしか確認できない。）のみ払い込まれ、残りの2,573,348,700円について払込期日に払込みが行われないこととなり、当初発行予定であった本新株式5,850,000株のうち、当該2,573,348,700円分に相当する本新株式4,211,700株について失権が生じた（同年12月17日付適時開示）とされていることに関連する事実経過、原因分析及び再発防止策を述べる。

事実経過については、最初に、本件第三者割当増資に関する事実経過を総括し（後記1）、次に、時系列に沿って、具体的な事実関係、並びに、これらの事実関係について当職らの本件調査において収集した資料から判明した事実及び関係当事者のヒアリングにおける回答内容等を注釈（「※註」と表示されるもの）を加えつつ述べるものとする（後記2）。

なお、以下に記載した事実関係は、調査事項である第三者割当増資に関連する主な事実関係を抽出したものである（メキシコの新薬開発に関連する主な事実関係は、第2回調査報告書において記載した）。また、テラ関係者と外部機関、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）及びセネジェニックス関係者等との間では、以下に記載した事実関係以外に電話、メール、LINE等による質問・回答その他による大量のやり取りがあったものと考えられ、以下に記載した事実関係が第三者割当増資の関係者のやり取りのすべてではないことを念のため付言する。

#### 1 事実経過全体の総括

(1) テラのセネジェニックス・ジャパンからの資金調達は、以下の経過を辿った。

- ① 2020年7月13日、同日付取締役会決議による10億円の第6回無担保社債の発行、及び、同年7月27日までのセネジェニックス・ジャパンによる10億円の払込み完了
- ② 同年10月28日付取締役会決議による本件第三者割当増資の発行事項の決定（募集株式の数5,850,000株、払込総額3,574,350,000円、申込期日・払込期日 同年11月13日。払込みのうち10億円は上記社債の償還債務との相殺を予定）
- ③ 同年11月13日付取締役会決議による第三者割当増資の申込期日・払込期日の変更（同年11月30日への延期）

- ④ 同年 11 月 30 日付取締役会決議による第三者割当増資の申込期日・払込期日の変更（同年 12 月 16 日への延期）
- ⑤ 最終的な払込期日である同年 12 月 16 日、セネジェニックス・ジャパンは当初予定していた発行価額の総額である 3,574,350,000 円からテラ第 6 回無担保社債の償還債務との相殺により払込みがされる 10 億円を控除した残額である 2,574,350,000 円について、その一部である 1,000,078 円（※註：但し、同日の適時開示では「1,001,300 円」と記載されている）のみが払込期日に本新株式の払込金として払込取扱場所に払い込まれた。

そのため、当初発行予定であった本新株式 5,850,000 株のうち、本新株式 4,211,700 株について一部失権が生じることとなり、1,638,300 株が発行された。

- (2) 本件調査においては、後述（後記 2）のとおり、以下の事実が判明した。

※註 なお、本項で引用するセネジェニックス・ジャパンからテラに提出された下記①ないし⑱の資料のうち、特に、テラの有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）ないし適時開示で引用された資料は下線で示す。

- ア 2020 年 7 月 13 日付取締役会決議による 10 億円の第 6 回無担保社債の発行は、セネジェニックス・ジャパンへの資金提供者は E 社であるとされており、東証にもその旨説明がされていたが、実際の 10 億円の資金提供者は G 社であると考えられ、E 社の自己資金から社債払込資金がセネジェニックス・ジャパンに入金されていなかった。

即ち、前述①の 2020 年 7 月 13 日付取締役会決議による 10 億円の第 6 回無担保社債の発行は、テラがセネジェニックス・ジャパンを引受人とする第三者割当増資の準備を進める中で、同年 7 月に、課徴金支払いなど切迫する資金需要から、第三者割当増資に先行してセネジェニックス・ジャパンが 10 億円の社債引受けを行ったものである。

セネジェニックス・ジャパンはテラに対して、従来より第三者割当増資の払込資金の提供者（借入先）は E 社である旨の説明をしており、裏付けとして、

① E 社名義の同年 7 月 1 日付「融資証明書」（融資金額 70 億円）

② E 社の普通預金通帳写し（3 月 24 日部分のみ。約 72 億円の残高）

が送信されていた。そして、上記社債引受けの際には、改めてセネジェニックス・ジャパンからテラに対して E 社の融資金の資金使途に「社債のため」の文言を追加した以下の書面が交付されている。

③ E 社名義の同年 7 月 13 日付「融資証明書」（融資金額 70 億円）

テラは、東証からセネジェニックス・ジャパンへの「裏に資金の出し手」がいる場合はその確認をするよう求められ、社債払込資金の借入先が E 社である旨回答し、E 社の反社チェック等の資料を提出している。

しかしながら、本件調査において破産管財人から提供を受けたセネジェニックス・ジャパンの銀行預金口座の取引履歴（銀行により「預金取引明細書」、「取引明細証明書」、「月中取引一覧表」等名称は異なる。）を確認したところ、後述のとおりE社の自己資金による10億円の社債払込金の融資の記載はなく、同年7月21日にG社から10億円が送金され、これがセネジェニックス・ジャパンの別口座に移転された後テラに対する社債の払込に充てられていることが判明したものである。

イ 2020年10月28日付取締役会決議による本件第三者割当増資の発行事項の決定までには、セネジェニックス・ジャパンの払込資金の調達先とされるE社の財産存在確認資料として、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、以下の資料が提出され、これらが、テラから外部機関や東証に対して提出された。

- ④ E社の銀行預金口座のATMのご利用明細写し（8月17日の残高が約51億円）
- ⑤ E社の普通預金通帳写し（8月17日時点の残高部分のみ。約51億円の残高）
- ⑥ F弁護士名義の2020年8月20日付「融資証明書」（融資金額50億円）
- ⑦ E社の普通預金通帳写し（1月23日から8月13日までの取引履歴が記載）
- ⑧ E社の普通預金通帳写し（⑦の通帳の続きの取引が記載されたものであり、8月13日から9月14日までの取引履歴が記載。9月14日時点の残高が約75億円）
- ⑨ E社名義の同年10月2日付「融資証明書」（融資金額75億円）
- ⑩ F弁護士名義の同年10月2日付証明書（F弁護士がE社からセネジェニックス・ジャパンへの融資業務を受任している。E社の資金は代表者個人が貸し付けた長期貸付金である等）
- ⑪ F弁護士名義の同年10月8日付証明書（F弁護士がE社からセネジェニックス・ジャパンへの75億円の融資業務の委任を受けている。E社の資金は、代表者個人が不動産や株式の運用等で形成した財産である等）

しかしながら、本件調査においては、後述のとおり、セネジェニックス・ジャパンから提出された②⑤⑦⑧のE社預金通帳写しの内容には、信頼性に強い疑い（事実と反する加工の疑い）があることが判明した。

また、⑩⑪F弁護士の証明文書については、後述のとおり、F弁護士は当職らのヒアリングに対して、当該⑩⑪文書の作成ないし押印をしたことを否定し、かつ、E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資業務自体の委任を受けたことはなかった旨述べており、証明内容の信頼性には疑義がある。

ウ 当初の払込期日である2020年11月13日には、セネジェニックス・ジャパンからテラに対する第三者割当増資の払込みは実施されず、テラは失権を避けるため、

同日付取締役会で第三者割当増資の申込期日・払込期日の変更（同年11月30日への延期）を決議する。

払込が実施されなかった理由については、テラの同年11月13日付訂正有価証券届出書、同年11月14日付適時開示において、払込資金の貸付予定日であった2020年11月12日にE社からセネジェニックス・ジャパンへの融資がされず、11月13日になって融資がされた、これによりセネジェニックス・ジャパンからテラへの払込金額の送金手続の遅れが生じ11月13日の着金が確認できなかった旨が開示されている。

更に、テラの同年11月27日提出の訂正有価証券届出書、及び、同日付適時開示においては、セネジェニックス・ジャパンからテラに対しては、E社がセネジェニックス・ジャパンに対し同年11月13日午後になって融資を実行したが、銀行において手続が実施された時間との関係上、E社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、E社の融資金26億円は11月16日（※註 翌営業日である月曜日）にセネジェニックス・ジャパンに着金したので、当初の払込期日である11月13日中のテラへの送金ができなかったとの説明があった旨、また、セネジェニックス・ジャパンはE社にこの26億円を返還しているとの説明があった旨が開示されている。

上記開示に先立ち、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、以下の裏付け資料が交付され、外部機関及び東証にも提出されている。

- ⑫ セネジェニックス・ジャパン名義のZ銀行の普通預金通帳写し（11月16日にE社からセネジェニックス・ジャパンへの26億円の送金、及び、同日の26億円の出金の記載があるもの）
- ⑬ 「振込受付書（兼手数料受取書）」写し（11月16日にセネジェニックス・ジャパンからE社のX銀行の普通預金口座への26億円の振込手続の記載があるもの）。
- ⑭ 「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）」を何らかの媒体により撮影した写真データ（11月13日のE社からセネジェニックス・ジャパンのZ銀行の普通預金口座への26億円の振込手続の記載があるもの）

また、同年11月17日頃、E社名義のホームページが公開された。その内容は、E社はセネジェニックス・ジャパンに対して、テラへの第三者割当増資を行うことを条件として令和2年11月13日に融資を実行したこと、治療薬が虚偽でないことを証明しない限り融資を延期する旨を表明したが、E社がメキシコに委託した調査会社からテラが開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において確かに薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたので、融資を実行したが、以上の判断が増資期限ギリギリになされたためテラの増資は延長となってしまったとの内容であった。

しかしながら、本件調査において破産管財人から提供を受けたセネジェニックス・ジャパンのZ銀行の普通預金口座の取引履歴を確認したところ、上記⑫の通帳写しに記載の口座番号の預金口座の取引履歴には、11月16日に26億円の送金及び出金の記載はなく、E社から105,000円の入金の記載があるのみであった。

よって、E社からセネジェニックス・ジャパンに11月13日に26億円の送金手続を行い、これが翌営業日の11月16日になってセネジェニックス・ジャパンに着金し、かつ、同日中にセネジェニックス・ジャパンがE社に26億円を返還した旨の説明は、事実と反することが判明した。

セネジェニックス・ジャパンがテラに提出した上記⑫⑬⑭の資料には、事実と反する加工があることになる。

また、E社名義のホームページの内容は上記の点で主要な点と事実と反する内容が存在すると考えられる。

E社からは「当該調査結果は、近日中に公開する。」とされていたE社独自の調査結果なるものもその後公開されていない。

エ 第1回目の延期後の払込期日である2020年11月30日には、以下の過程を経て、セネジェニックス・ジャパンからテラに対する第三者割当増資の払込みは実施されず、テラは失権を避けるため、同日付取締役会で第三者割当増資の申込期日・払込期日の変更（同年12月16日への延期）を決議した。

(ア) 同年11月27日、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、一度は、金額未確認ながらE社代表者からセネジェニックス・ジャパンへの払込資金の融資を実行したとの電話があった旨連絡がされたが、11月30日には、F弁護士がE社代表者の振込指示を止めていたためE社からセネジェニックス・ジャパンへの入金が行われていなかったとの訂正報告がされた。

そして、セネジェニックス・ジャパンはテラに対して、F弁護士がE社の延期理由書を発行すると説明し、以下の文書が提出された。

⑮ E社名義の11月30日付「融資延期理由書」

同「融資延期理由書」の名義はF弁護士名義ではなくE社名義であったが、その内容は、E社は、2020年11月27日付での融資に向けた準備を行ってきたが一部ユーチューバーを中心にE社及びE社顧問弁護士が常軌を逸した嫌がらせを受けているとして、これに関するテラの対応の不備を問題視し、現状の事態が改善されなければ増資資金の提供による協力を行う理由はないとして、治療薬の開発状況のテラIRでの明示、及び、一部ユーチューバーを中心としたE社への嫌がらせに対する改善努力の2点について前進が見られた場合には融資実行を確約する旨の内容が記載されている。

しかしながら、F弁護士は、上記11月30日付「融資延期理由書」については、本件調査において、後述のとおり、当職らのヒアリングに対して、F弁護士は同

文書を作成したことはないこと、同文書に記載されている2020年に「ユーチューバーから嫌がらせ」を自分が受けた事実も全くないと回答しており、同文書の作成過程及び信頼性については疑義がある。

なお、前述のとおり、本件調査において、E社代表者、セネジェニックス・ジャパンのA氏、藤森氏、B氏に対するヒアリングは未了である。

(イ) その後、同11月30日に、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、以下の書面が提出される。

⑩ セネジェニックス・ジャパンの11月30日付「債権放棄通知書」（再延期日に払込がなされない場合には社債10億円の債権を放棄する）

⑪ E社名義の11月30日付「融資について」と題する文書

上記⑪の文書においては、テラの平元社長とE社との間の会議により疑義が払拭されたため、11月30日に着金するようにE社からセネジェニックス・ジャパンへの振込手続を行おうとしたところ、Y銀行のシステム障害により振込ができなかった旨が記載されている。

この点については、本件調査におけるヒアリングでテラの平元社長は、後述のとおり、11月30日午前中にE社代表者と電話会議を行い、メキシコ・イダルゴ州での薬事承認以降の治療人数が開示されていないとの指摘に対する協議をした旨回答している。また、当時の報道資料には、同日においてY銀行のインターネットバンキングサービスに午前9時頃から不具合が発生しログインがしにくい状況となるシステム障害があること、翌日午前10時時点には正常な稼働が確認されたことの記載がある。セネジェニックス・ジャパンからテラに対し、同日14時24分、LINEで、Y銀行のシステム障害についてインターネットの速報記事とY銀行のインターネットバンキングサービスのご利用TOP画面のURLが送信されている事実も認められる。

よって、本件調査においては、上記のE社が振込手続を実施しようとしたが銀行のシステム障害により振り込みができなかったとの報告内容の信用性を直ちに否定する証拠は発見できなかった。

但し、前述のとおり、当職らはE社代表者に対するヒアリングは実施できておらず、E社の銀行預金口座の取引履歴の確認等により、同日のY銀行の口座への資金移動等があったのか否かまでの確認はできていない。

オ 最終的な払込期日である同年12月16日には、後述のとおり、以下の過程を経て、セネジェニックス・ジャパンからは1,000,078円のみが払込期日に本新株式の払込金として払込取扱場所に払い込まれ、これにより、テラは、本件第三者割当増資には当初発行予定であった本新株式5,850,000株のうち、本新株式4,211,700株について一部失権が生じることとなり、1,638,300株だけが発行された。

(ア) 11月30日、同日付の訂正有価証券届出書の提出後、適示開示前に以下の書類が提出される。

⑱ セネジェニックス・ジャパンの2020年11月30日付「違約金申し入れ書」

(再延期期日に払込がなされない場合には10億円の違約金を支払う)

本「違約金申し入れ書」と上記⑯「債権放棄通知書」の関係については、12月14日適時開示によれば、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあることから、テラからセネジェニックス・ジャパンに対して、同額の違約金の支払いの約束をして欲しい旨申し入れて、取得したものとされており、本件調査における、平元社長へのヒアリングでの回答も同様の回答であった。

(イ) 同年12月1日、東証は、テラに上場規則に違反して開示を適時に行っていない適時開示違反があったとして、経緯及び改善措置を記載した改善報告書の徴求及び公表措置を実施した。

(ウ) 上記改善報告書の徴求の公表の後、セネジェニックス・ジャパンからは、本件第三者割当増資の引受価格の変更及び第三者割当増資の払込をしなかった場合の違約金申入れの撤回の要請が繰り返し出されるようになったが、テラは、本件第三者割当増資の引受価格を変更は行わないこととし、違約金申入れの撤回要請にも応じていない。

(エ) 同12月7日にはセネジェニックス・ジャパンからテラに対し、以下の文書が提出された。

⑲ セネジェニックス・ジャパンから「第三者割当増資（一部失権）の可能性について（ご報告）」と題する文書

内容は、東証からテラへの2020年12月1日付改善要求措置の原因となっている多数回の開示遅延等の事実をテラはセネジェニックス・ジャパンに対して事前説明していなかったことを理由に、同年12月16日の第三者割当増資の払込み期日において、現金2,574,350,000円の全額について払い込みができない可能性があることを報告し、同年11月30日にセネジェニックス・ジャパンがテラに提出した違約金の申し出を取り下げたいというものであった。

テラは、これに応じていない。

(オ) 同年12月15日、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、メール添付で、E社から100万円のみが入金されたセネジェニックス・ジャパンの通帳の写しが送付された。

(カ) 同年12月16日、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンからは1,000,078円のみが払込期日に本新株式の払込金として払込取扱場所に払い込まれ、一部失権が生じた。



## 2 具体的な事実経過

以下には、まず、後述の事実経過のうち、出来事の標題を一覧表とし、各「出来事」欄記載の各事実の具体的内容については、一覧表の後に詳述した。

日時		出来事	該当頁
2020年4月	13日	2020年4月13日開催の取締役会	27
	27日	2020年4月27日付適時開示「第三者割当により発行された第20回新株予約権及び第21回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得に関するお知らせ」	28
5月	13日	2020年5月13日開催の取締役会	
6月	23日	2020年6月23日開催の取締役会	
	29日	外部機関との間で第三者割当増資に向けた事前相談の開始	29
	30日	担当弁護士からの有価証券届出書の原稿の送付	
		セネジェニックス・ジャパンから資金証明に関する連絡 セネジェニックス・ジャパンからテラへ単独での増資引受の提案	
7月	1日	MSワラントによる資金調達を取り止め	
	2日	セネジェニックス・ジャパンからの金主（融資元）のE社通帳写しの送信	30
		セネジェニックス・ジャパンからのE社の預金口座のATM「ご利用明細」の送信	31
	3日	増資前にセネジェニックス・ジャパンから消費貸借契約ないし社債発行により融資を受けることの検討	
		割当先がセネジェニックス・ジャパンのみになった旨の外部機関への連絡	
		テラからセネジェニックス・ジャパンに融資方法として社債引受方式の打診	
	4日	平元社長からテラ監査等委員らに対して資金調達方法のセネジェニックス・ジャパンへの一本化の方針などの報告	32
	6日	セネジェニックス・ジャパンの融資元であるE社及びその代表者の反社チェックの指示	
	10日	E社及び代表者について反社会的勢力への該当事項がない旨の報告	
	11日	セネジェニックス・ジャパンからテラに10億円の社債引受の内諾の通知	
	13日	2020年7月13日開催の取締役会、及び、適時開示	33
	21日 他	セネジェニックス・ジャパンからの社債引受金額の払込み	
		東証に対するセネジェニックス・ジャパンの社債払込資金の借入先（金主）についての説明の状況	34
8月	4日	A氏からの具体的な第三者割当増資の条件提示	38
	7日	外部機関に対する有価証券届出書ドラフト等の提出	
	11日	E社の資金証明について	39
		2020年8月11日開催の取締役会 セネジェニックス・ジャパンの通帳コピー等の提出要請	
	12日	A氏からテラ元管理本部長に対する外部機関への提出資料に関する連絡	40

		テラ元管理本部長からK弁護士へ外部機関とのやりとりに関する報告	
		外部機関への資料提出	41
14日		外部機関からの追加資料の提出要請等	
		A氏への追加資料の提出要請	42
16日		外部機関への追加資料の一部の提出	
18日		A氏からのE社通帳写し(2020年8月17日付残高の記載があるもの)及びご利用明細の提出	
		第三者割当増資3回分割案の検討に関する報告	43
19日		資金調達スキームの変更に伴う日程の変更の見通しの連絡	
21日		A氏からの第三者割当増資の3回分割案の提示	44
25日		A氏への外部機関からの追加資料提出の再要請	45
		セネジェニックス・ジャパンからF弁護士の作成名義の8月20日付融資証明書の送付	
31日		E社の代表者以外の役員についての反社チェックの結果報告	46
9月	1日	A氏への外部機関からの追加資料提出の再要請	
	5日	第三者割当増資の一括案の確定(3回分割案の中止)	
	8日	A氏への外部機関から求められている追加資料提出の再要請	
		外部機関へのE社の反社チェック資料の提出	
		外部機関へのE社通帳写し等の提出	47
	9日	外部機関からの返答	
		藤森氏及びA氏への資料提出の再要請	
	10日	A氏からの第三者割当増資の条件提示	
	14日	2020年9月14日開催の取締役会	48
		A氏からのE社通帳(2020年1月から9月までの記載があるもの)等の資料提出	
		外部機関への追加提出を求められていたE社の通帳等の提出	51
	15日	テラからA氏への追加資料の提出要請	52
	16日	外部機関に対する修正後の有価証券届出書ドラフト等の提出	
		東証に対する適時開示ドラフト及び修正後の有価証券届出書ドラフト等の提出	
	17日	東証から適時開示ドラフトについて66項目のコメントの返送	
		A氏からセネジェニックス・ジャパンの試算表等の資料提出	53
	18日	外部機関へセネジェニックス・ジャパンの試算表等の提出	54
		外部機関の求めた追加提出資料の提出完了の連絡	
	24日	外部機関からの有価証券届出書ドラフトに対するコメントの返送	
	30日	テラ元管理本部長からA氏に対する確認要請	55
		テラから東証コメントに対する回答	
10月	3日	A氏による東証コメント項番61に対する回答	56
		A氏による外部機関コメントに対する回答	57
	5日	テラから東証コメント項番62に対する回答	58
	6日	テラによる外部機関への回答	
		外部機関による通帳の一部加工の痕跡の箇所の具体的通知	63
		テラから東証に対する資料の提出	
	8日	外部機関からの有価証券届出書に対する追加コメント	
		外部機関の追加コメントに対する藤森氏及びA氏への確認要請	64

		外部機関の追加コメントに対するA氏の回答	64
		テラからE社の融資資金に関してF弁護士の証明書取得の要請	65
		A氏からF弁護士名義の2020年10月8日付証明書の送付	
	12日	2020年10月12日開催の取締役会	66
	13日	外部機関への2020年10月8日付F弁護士名義の証明書の送信、及び、追加コメントへの回答	
	26日	払込に関する確約書の提出	67
	28日	2020年10月28日開催の取締役会	
		外部機関への有価証券届出書の提出	68
		適時開示「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」	69
11月	9日	2020年11月9日開催の取締役会	
		E社からセネジェニックス・ジャパンへの払込資金移動日の協議	70
	11日	藤森氏からの発行条件変更希望の連絡	
		株式買取契約書原稿の送付	
	12日	E社からA氏らにF弁護士の事務所への呼出があった旨の連絡	
		E社及びF弁護士の連名によるセネジェニックス・ジャパン宛2020年11月12日付文書「融資延期について（通知）」	71
		F弁護士と平元社長との電話	72
	13日	2020年11月13日の払込金の不着金	73
		明石元監査等委員からの説明要求	74
		平元社長から明石元監査等委員に対する説明	
		第三者割当増資の払込期日の変更（1回目）の取締役会決議	76
		2020年11月13日付訂正有価証券届出書の提出	
	14日	2020年11月14日付適時開示（開示事項変更）	
	16日	東証からの送金遅延の原因をはじめとする事実確認等の要請	77
		A氏から平元社長に対する資料の送信	
		E社からセネジェニックス・ジャパンに26億円が着金した旨の記載がある通帳の写しのテラ内部でのデータの共有	
		平元社長からA氏に対する送金伝票の提出要請	79
		E社及びセネジェニックス・ジャパン間の資金移動に関するテラの認識	
		セネジェニックス・ジャパンからE社へ26億円を返金した際の振込票の写しのテラ内部でのデータの共有	
		A氏から平元社長に対する資料の送信	80
		東証に対する資料の提出、及び、11月16日の事実関係の報告	
		E社からセネジェニックス・ジャパンへ26億円を送金した振込票の写しのテラ内部でのデータ共有	81
		外部機関から払込期日延期に関する証憑の提出要請	
		E社及びF弁護士の連名によるセネジェニックス・ジャパン宛2020年11月16日付文書「融資実行と融資証明について（通知）」	82
	17日	E社名義のホームページの公表	83
		A氏へ外部機関の連絡の送信	84
		藤森氏へのE社とセネジェニックス・ジャパンの間の金銭消費貸借契約書の提出要請	

19日	A氏からの資料提出	85	
	2020年11月16日付E社とセネジェニックス・ジャパン間の金銭消費貸借契約書 東証に対する回答及び証憑の提出		
20日	A氏へのE社とセネジェニックス・ジャパンの間の2020年11月12日以前に締結された金銭消費貸借契約書の提出要請	86	
	東証からの追加質問	87	
	A氏からの資料提出		
	E社とセネジェニックス・ジャパン間の2020年7月1日付金銭消費貸借契約書		
22日	平元社長とE社代表者との面談	88	
22日 他	M氏によるYouTube動画の投稿		
24日	A氏への資料提出の要請	89	
	E社代表者の要請とされる事項についての連絡		
	外部機関への資料提出及び回答	90	
26日	A氏からのE社代表者との面談状況の報告	91	
	外部機関からのE社のホームページ上で公開している情報の確認要請		
	テラからA氏への事実確認	92	
27日	A氏からのE社からセネジェニックス・ジャパンへの融資実行（※註：後に訂正連絡あり）の連絡	93	
	2020年11月27日付訂正有価証券届出書の提出		
	2020年11月27日付適時開示（開示事項変更）		
	A氏からE社代表者が11月27日の適時開示に怒っている旨の連絡		
28日	平元社長からA氏へE社代表者との面談の申入れ		
29日	E社代表者との調整に関する連絡	97	
30日	A氏から11月29日のE社代表者との面談結果の報告、再延期期日に払込がない場合の10億円放棄の意思についての打診	98	
	A氏からのE社代表者との面談に向かう連絡		
	A氏からの訂正連絡（E社からの融資が実行されていなかったこと）、及び、E社の2020年11月30日付「融資延期理由書」の送信		
	E社の「融資延期理由書」写しのテラ内部でのデータの共有		
	A氏からの資料提出		
	99		
	セネジェニックス・ジャパンの「債権放棄通知書」の送付		100
	A氏からY銀行のシステム障害の連絡		
	A氏からの資料提出		
	E社のセネジェニックス・ジャパンに対する「融資について」と題する文書の送付		
	第三者割当増資の払込期日の変更（2回目）の取締役会決議		102
	明石元監査等委員の要請		103
	K弁護士からの再延期の適法性に関する意見書案の提出		
開示予定文書についてのF弁護士への報告及びA氏への共有	104		
2020年11月30日付訂正有価証券届出書の提出			
A氏からの資料提出	105		

		セネジェニックス・ジャパンの「違約金申し入れ書」と題する文書の送付	105
		2020年11月30日付適時開示（開示事項変更）	106
12月	1日	2020年12月1日の東証による改善報告書の徴求及び公表措置の実施	107
		A氏及びO氏のテラドメインの付された専用メールアドレスの設定	108
		12月2日のLINEのやりとり、及び、セネジェニックス・ジャパンにおける面談	
	3日	外部機関からの訂正指示	109
		A氏に対する外部機関からの訂正指示に対する回答案の提出要請	110
	4日	セネジェニックス・ジャパンからの回答案の提出	111
		A氏のテラへの入社について	112
		外部機関から発行価格見直しの取締役会決議を行わないよう求める連絡	
		自主規制法人からの確認 セネジェニックス・ジャパンの代表者、役員構成及び株主構成の変更についての連絡	
	5日	A氏及び藤森氏に対する12月7日及び8日の取締役会では発行価格変更の決議をしないこと等の連絡	113
	6日	2020年12月7日に予定される取締役会における協議事項の連絡（発行価格変更は行わないこと）	114
		A氏に対する訂正届出書の記載事項に対する回答の催促	
		A氏からのE社代表者の融資条件の連絡	115
	7日	平元社長からA氏に対する違約金キャンセルの拒絶	
		2020年12月7日付取締役会決議	116
		A氏による外部機関コメントに対する回答案の提示	
		外部機関からの追加質問	117
		セネジェニックス・ジャパンから「第三者割当増資（一部失権）の可能性について（ご報告）」と題する文書の送付（違約金の申出の撤回）	
		セネジェニックス・ジャパンによる外部機関の追加質問に対する回答案の提示	118
		セネジェニックス・ジャパンによる外部機関の釈明事項に対する回答案の提示	
セネジェニックス・ジャパンからの外部機関の要請項目に対する回答案の提示		119	
A氏からのテラとの雇用契約解消の申入れ A氏への訂正有価証券届出書の原稿共有		120	
8日	セネジェニックス・ジャパンから増資により取得するテラ株式を担保提供することに関する打診	121	
10日	セネジェニックス・ジャパンへの着金状況の確認	122	
11日	違約金の撤回についての明石元監査等委員の反対意見	123	
	A氏からのセネジェニックス・ジャパンに対する社債繰上償還の求め及び平元社長による株式の返還要請		
13日	セネジェニックス・ジャパンの株式の債権者への移転の有無についての電話		

	14日	セネジェニックス・ジャパンからの増資に関する状況報告	127
		2020年12月14日開催の取締役会	
		2020年12月14日付訂正有価証券届出書の提出	128
		2020年12月14日付適時開示（開示事項変更）	132
	15日	E社から100万円が振り込まれた旨の報告	
		確約書の押印要請	
		社債の期限前償還の通知	
	16日	2020年12月16日開催の取締役会	133
		セネジェニックス・ジャパンに対する相殺通知書、及び、買取契約証書のデータ送付	134
		セネジェニックス・ジャパンからの1,000,078円の払込	
セネジェニックス・ジャパンのテラ株式の保有がゼロである旨の報告			
17日	2020年12月17日適時開示（払込完了及び一部失権）	135	
	セネジェニックス・ジャパンがテラ株式を保有していない理由の説明	136	
	テラによる追加の問い合わせ		
18日	2020年12月18日付訂正有価証券届出書の提出		
21日	テラからセネジェニックス・ジャパンに対する10億円の違約金支払請求		
2021年1月	5日	2021年1月5日付適時開示（第三者割当増資でセネジェニックス・ジャパンが取得したテラ株式1,638,300株が第三者に譲渡された事実の開示）	137
	6日	2021年1月6日付適時開示（第三者割当増資でセネジェニックス・ジャパンが取得した株式が譲渡された理由についてのセネジェニックス・ジャパンからの説明）	138

以下、詳述する。

以下の本27頁から138頁までについての具体的事実経過の記載については、捜査中の刑事事件に支障を来す恐れがあるため、非開示とする。

### 3 テラの適時開示内容の適正性

以上の事実経過を前提すると、少なくとも、以下の適時開示内容の適正性に疑義が生じるものと考えられる。

- (1) 2020年10月28日付適時開示「第三者割当により発行される新株式の募集並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」について

F弁護士へのヒアリングでは、同弁護士名義の2020年10月8日付書面の作成を否定している以上、同書面を根拠資料として引用した箇所（同適時開示11頁目）の記載には疑義が生じている。

また、同様にF弁護士へのヒアリングでは、2020年10月2日付書面の作成を否定している以上、同書面を根拠資料として引用した箇所（同適時開示11頁目）の記載には疑義が生じている。

なお、当職らの第2回調査報告書31頁において述べたとおり、当時、テラにおいては藤森氏個人の反社チェックの実施の事実を確認できておらず、当該箇所（同適時開示9頁）の記載にも疑義がある。但し、当職らは2021年12月21日に、テラから藤森氏について反社会的勢力に該当しない旨の調査結果を得た旨の報告を受けている。

- (2) 2020年11月14日付適時開示「（開示事項の変更）第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」について

前述のとおり、E社から、セネジェニックス・ジャパンへの2020年11月13日に行われたとされる融資の事実を資料上確認することはできないため、同日に融資がされた旨の報告を受けた旨の適時開示内容には疑義が生じている。

- (3) 2020年11月27日付適時開示「（開示事項の変更）第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」について

前述のとおり、当職らの調査では、Z銀行の預金口座の取引履歴上、2020年11月16日にセネジェニックス・ジャパンのZ銀行の当該口座にE社から送金された26億円が着金した事実、及び、同日にセネジェニックス・ジャパンのZ銀行からE社へ送金（返金）された事実は確認できていないため、当該適時開示の内容（同適時開示2頁目）には疑義が生じている。

- (4) 2020年11月30日付「（開示事項の変更）第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」について

本件調査では訂正を要する事実関係は確認できなかった。

- (5) 2020年12月14日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」について  
前述(1)で述べた2020年10月28日付適時開示における指摘事項と同一である。
- (6) 2020年12月15日付「(開示事項の変更) 第三者割当により発行される新株式の募集に係る申込期日及び払込期日の変更並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動予定年月日の変更に関するお知らせ」について  
前述(1)で述べた2020年10月28日付け適時開示及び前述(3)で述べた同年11月27日付適時開示における指摘事項と同一である。
- (7) 2020年12月17日付「第三者割当による新株式発行の払込完了及び一部失権並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関する取り消しのお知らせ」について  
前述のとおり、実際にセネジェニックス・ジャパンからテラに払い込まれた金額は、1,000,078円であるため、テラに同社から払い込まれた金員が「1,001,300円」であるとする旨の記載(2頁、3頁)には疑義が生じている。

#### 4 本件第三者割当増資の一部失権を招いた原因分析

##### (1) はじめに

ア 以上の事実経過で述べたとおり、2020年7月13日の付取締役会決議による10億円の第6回無担保社債の発行は、セネジェニックス・ジャパンへの資金提供者はE社であるとされ東証にもその旨説明がされていたが、本件調査において、破産管財人に提供を受けたセネジェニックス・ジャパンの銀行預金口座の取引履歴を確認したところ、実際の10億円の資金提供者はG社であると考えられ、E社の自己資金からは社債払込資金がセネジェニックス・ジャパンに入金されていなかった事実が判明した。

また、セネジェニックス・ジャパンからテラに提出された、E社がセネジェニックス・ジャパンに融資する本件第三者割当増資の払込金のための資金の存在の証明資料であるE社の銀行預金通帳写し等、2020年11月13日にE社から実際に26億円の送金手続きが取られ資金が移動したことの確認資料であるE社の銀行預金口座からセネジェニックス・ジャパンへの振込受付書の写真画像及びセネジェニックス・ジャパンの銀行預金通帳は、いずれも事実と反する加工の存在が強く疑われるものであることが判明した。

前述のとおり、本件調査において、セネジェニックス・ジャパンの銀行預金口座の取引履歴を確認したところ、セネジェニックス・ジャパンから提出された通帳写しに記載の口座番号の預金口座の取引履歴には、同年11月16日に26億円の送金



及び出金の記載はなく、E社からは105,000円の入金の記載があるのみであり、E社からセネジェニックス・ジャパンに11月13日に26億円の送金手続きを行い、これが翌営業日の11月16日になってセネジェニックス・ジャパンに着金したとの報告は事実と反すると言わざるを得ないことが判明した。

同年11月17日頃公開されたE社名義のホームページの内容は、2020年11月13日にE社から実際に26億円の送金手続きが取られ資金が移動したことを記載している点で主要な点に事実と反する内容が存在すると言わざるを得ない。

更に、前述のとおり、F弁護士名義の証明文書の多くは、本件調査におけるヒアリングで、F弁護士が自らによる作成及び押印を否定し、E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資業務の委任を受けた事実を否定しているため、作成者および内容の信用性に疑義が生じている。

以上からすれば、本件第三者割当増資について、引受予定者のセネジェニックス・ジャパンの払込資金の真の融資元がE社であることについて疑義が生じており、少なくとも現時点において、E社がセネジェニックス・ジャパンに融資すべき自己資金を保有していたことを裏付ける信頼できる客観的証拠を確認するには至っていない。

イ 但し、このことから、直ちにセネジェニックス・ジャパンの払込資金の真の融資元がE社でなかったと確定的に結論付けることはできない。

前述のとおり、上記のE社名義のホームページ、及び、E社名義の同年11月30日付「融資延期理由書」には、当初の融資実行予定日に融資を行わなかった理由としてテラとセネジェニックス・ジャパンの共同事業であるメキシコにおける新型コロナウイルス治療新薬開発の薬事承認の有無等に関する疑念が述べられている。

そして、当職らの第1回調査報告書及び第2回調査報告書でも報告したとおり、テラの2020年9月7日付適時開示におけるメキシコ・イダルゴ州におけるテラのメキシコ現地子会社とされたプロメテウス・バイオテックによる薬事承認取得の開示については、メキシコには州による薬事承認（衛生登録）の制度自体が存在せず、適時開示に記載された薬事承認取得は確認できなかったものである。

よって、第三者割当増資の払込が一部しか行われなかったに至った事情の確定のためには、信頼できるE社の銀行預金口座の取引明細を入手して確認することにより、実際のE社資金の固有の資金の存否、資金移動状況、他の資金の出し手からの資金の流入の有無等の確認を行うとともに、関係者へのヒアリングにより、上記「ア」の事実関係に記載したような事実と反する加工の存在の疑義があるE社名義の上記各文書の作成過程や作成者及び関係者の協力関係を明らかにしなければならないと考えられる。

この点を確認するため、本件調査において、当職らは、E社代表者にヒアリング対象者として打診したが、前述のとおり同氏のヒアリングは未了である。また、セネジ

ェニックス・ジャパンのA氏、藤森氏、B氏らについても、前述のとおりヒアリング未了である。

また、当職らには強制調査権がないため、任意提出がない状況では、E社保管の銀行預金通帳原本を確認することや、直接金融機関からE社の預金口座の取引履歴の提出を受けることはできない。

以上のとおり、本件調査においては、E社の融資金の実在性について重大な疑義が生じているものの、本件第三者割当増資の一部失権の原因を確定するには至っていない。

ウ しかしながら、本件調査においては、以下に述べるとおり、テラには、当時において、適切な検証を行うことにより、セネジェニックス・ジャパンが提出した資料の信用性の疑義を認知し、第三者割当増資の決定または払込期日の延期の決定を回避する可能性があったものと思料される。

一方で、本件においては、資料提出者より、意図的に事実と反する内容に加工された確認用資料が提出されているという背信行為があり、受領者であるテラにおいてそのような背信行為があり得ることを想定しない信頼関係を前提としていた場合には認知することが困難であったと思われる点が存在する。

以下では、主にテラとして当時取得していた情報、状況及び根拠資料等に基づいて、失権を防ぐための観点からテラの調査・確認が不足していた点の有無、検証の不足が生じていた場合には当該検証の不足が生じた原因について具体的に分析する。

## (2) 具体的分析

ア 割当予定先から提出を受けた資料の検証不足

(ア) 検証不足の有無について

① 前提（払込原資の確認の重要性）

- i 金融庁企画市場局が発行する令和3年10月付「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「企業内容等開示ガイドライン」という。）には、下記のとおり払込原資となる資金や財産の状況確認の重要性が記載されている。

記

### 【企業内容等開示ガイドライン】

「ホ. 払込に要する資金等の状況

第二号様式記載上の注意（23-3）f「払込みに要する資金等の状況」の記載内容を審査するに当たっては、払込原資の資金拠出者（例えば、割当予定先に貸付け等で資金提供することにより、割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者を含む。）にも着目しつつ、次の事項に留意する。

- a. 払込に要する資金（新株予約権証券の場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）又は財産の内容及びこれらの確保状況を確認した結果について、具体的に記載されているか。例えば、借入金払込原資となっている場合には、必要に応じて、その金銭消費貸借契約の相手方の名称、当該相手方と割当予定先との関係、当該契約の条件等について、着目する。また、割当予定先が新株予約権の行使に係る払込資金を十分に保有していない場合、いつ、どのような手段で行使を進めていく予定であるか記載されているか。なお、届出書提出時点までに割当予定先において払込原資がその手元資金として確保されていない場合には、調達手段やその前提条件等を踏まえ、失権リスクや新株予約権の未行使リスク等についても記載することが考えられる。
  - b. 当該資金又は財産の存在をどのような方法で確認しているか。例えば、提出者が、割当予定先による払込資金の調達手段、割当予定先の財務状況等に鑑み、必要に応じて、当該調達手段及び当該資金又は財産の存在等を証する書面を確認しているか。また、提出者が確認した書面の名称、確認した資金又は財産の時点等、提出者が実施した確認手続が具体的に記載されているか。
  - c. 提出者を債務者とする金銭債権を出資の目的とするときは、当該金銭債権の内容が具体的に記載されているか。」
- ii また、東京証券取引所自主規制法人上場管理部が作成した平成22年9月付『上場管理業務について－不適切な第三者割当の未然防止に向けて－』と題する文書（以下「不適切な第三者割当の未然防止資料」という。）においても、払込原資を確認することの重要性について、下記のとおり記載されている。

#### 記

【不適切な第三者割当の未然防止資料、事例5－払込みに要する財産の存在についての確認が不十分であったケース－、考え方より】

「上場会社が第三者割当を実施するに当たっては、第三者割当の払込に要する財産を当該割当予定先が有しているか又は調達し得るかについて、事前に確認する必要があります。

上場会社としては、割当予定先に対して、割当予定先の財務状況を確認したり、割当予定先の財務諸表、残高証明書、預金通帳その他財務関係書類を入手したりして、割当予定先の売上高、利益、純資産、総資産等の業績や規模に照らして払込に要する財産が存在するか確認する必要があります。また、割当予定先が資金を外部から調達する場合には、その見込について聴取したり、客観的にそれを裏付ける資料を入手したりして、調達の確実性を確認する必要があります。割当予定先が過去に失権を起していたり、割当予定先の財務状況・経営成績が悪かったりする場合には、割当予定先が資金を確実に調達・確保できることについて

て特に慎重に調査する必要があります。なお、割当予定先がファンドである場合には、その投資実績を確認することが望まれます。」

- iii 不適正な第三者割当の未然防止資料に添付されたチェックリストにも、以下の審査項目が記載され、確認することが求められている。

「(h) 割当予定先に払込みに要する財産が存在していることを財務諸表、残高証明書、預金通帳その他財務関係書類等に基づき確認しましたか。」

## ② 本件におけるテラの検証状況

### i 通帳写しの改ざんの疑いに関する追及の不足

前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンから、E社名義のセネジェニックス・ジャパン宛の2020年7月1日付融資証明書とともに送信されたE社の普通預金通帳の写し(X銀行)に記載された「2020年3月24日」時点の残高

「7,250,011,069」は、同年9月14日に提出された同一口座の1月から9月までの取引の記載のある2冊の普通預金通帳の写しの1冊に記載された「2020年3月24日」時点の残高「7,350,005,189」と、明らかに数字が一致していない。

この点については、双方の通帳写しを突合していれば、直ちに判明した事項である。

また、テラは、前述のとおり、外部機関から9月24日付メールにより、上記のセネジェニックス・ジャパンからテラに9月14日に提出された上記E社の預金通帳のうち1冊に関して「一部加工の痕跡とも思われる箇所が認められる」旨が指摘され、通帳の原本の存在を確認するよう求められていた。

この点については、テラは、前述のとおり、9月30日にセネジェニックス・ジャパンに確認を求めるものの、その後、10月3日、セネジェニックス・ジャパンから「現在、通帳は繰り越されており過去の通帳は処分したとのことです。」「通帳履歴で提出した通帳の信憑性や、E社が反社会的勢力でないことについて、E社の顧問弁護士であり、今回の融資業務につき委任を受けているF弁護士が証明書を書いてくれましたので、添付します。」との連絡がされ、テラにおいては、セネジェニックス・ジャパンを通じて、2020年10月2日付のF弁護士の作成の証明書なる文書を取得したのみで、当該疑義に対する慎重な検証を実施していないものである。

本来、提出された通帳の写しに加工の痕跡があるという事実は、割当予定先ないしそこへの融資者において根拠資料の不正な作出が行われている恐れと融資資金の存否を疑わせる重大な事実であり、改めて、セネジェニックス・ジャパンの提出資料に慎重な検証を加えるべき契機であったはずである。

そして、この検証が加えられていれば、当該加工された預金通帳の3月24日付の残高の記載について、前述の同年7月1日付融資証明書とともに送信されたE社の普通預金通帳の写しと齟齬があることも判明し得たものと考えられる。

しかし、テラにおいては、独自に特段の検証を実施していない。

ii 証明文書の作成名義人に対する確認の不足

更に、喪失した通帳原本の確認に代えてセネジェニックス・ジャパンから送信されたF弁護士名義の同年10月2日付証明書については、テラから作成名義人のF弁護士に対し、同文書を作成・押印した事実確認、記載内容の真偽・根拠の確認方法の確認などの措置は取られなかった。

前述のとおり、本件調査のヒアリングにおいて、F弁護士は作成ないし押印を否定しており、かつ、「E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資についての業務を受任」した事実自体がないと述べていることからすると、上記のF弁護士本人への慎重な確認措置が取られていれば、不正が判明した可能性は否定できない。

iii 通帳廃棄の回答に対する検証の不足

そもそも、上記の通帳の改ざんの疑義の問い合わせに対して、通帳原本の確認を求めたのに対して、セネジェニックス・ジャパンを通じてE社に確認したところ、通帳は繰り越されており過去の通帳は処分されている旨の回答があった点は、それ自体不審な回答である。

E社には、当該各通帳の写しを取る9月14日までは、2冊の通帳（1月から9月までの取引記載があるもの。一冊は繰り越し後）があったのであるから、前述の9月30日のテラから一部加工の痕跡の確認要請が連絡された途端に当該通帳が廃棄されていたとの話となるのは不自然と考えられるのであって、テラにおいては、セネジェニックス・ジャパンからの伝聞で済ますのではなく、E社に対する当該廃棄された経緯等について確認すべきであるが、そのような確認措置は実施されていない。

また、通帳が廃棄されているとしても、E社に当該金融機関に対する「取引履歴」や「入出金明細」の取得を要請して通帳の記載に代替する実際の入出金経過や日々の預金残高の証明を得ることも可能であったが、上記の不審な状況があるにもかかわらずテラが当該要請をした事実はない。

iv 当初の払込期日（11月13日）におけるE社からセネジェニックス・ジャパンへの26億円送金及び返金があったとの事実と反する説明に関して

前述のとおり、本件第三者割当増資の当初の払込期日11月13日に融資元のE社から26億円の振込手続が取られたがセネジェニックス・ジャパンへの着金は同年11月16日になってしまったとの事実と反する説明については、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、事実と反する加工がされた確認資料（①セネジェニックス・ジャパンの普通預金通帳、②E社の送金の振込受付書、③セネジェニックス・ジャパンの返金の振込受付書）が提出され、各資料に上記の事実と反する情報に沿った内容が記載されており、矛盾なく整合しているために、相手方が事実

反する加工といった重大な背信行為を行うことまで想定できなかった信頼関係の下においてはテラが直ちにこれを見抜くことは困難であったと考えられる事情も存在する。

但し、本件においては、前述のE社通帳の加工に関する情報もあったこと、また、送金されたとされる資金が本件第三者割当増資のために必要な現金払込金額である「2,574,350,000円」（払込金額である3,574,350,000円から第6回無担保社債の未償還元金1,000,000,000円を控除した残額）でなく、25,650,000円も多い「2,600,000,000円」である点が不自然であったこと等からすれば、更にE社代表者やF弁護士に直接確認を求めるなどして検証を実施することも不可能ではなかったものと考えられる。

v 延期第1回目の払込期日（11月30日）における検証不足

本件第三者割当増資では、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンによる払込が行われず、1回目の払込期日延期を決議することになった理由として、延期第1回目の払込期日11月30日においてY銀行のシステム障害が原因となりE社からセネジェニックス・ジャパンへの払込が遅延した旨の報告がセネジェニックス・ジャパンからされている。

しかし、前述のとおり、同年11月13日に1回目の払込期日を延期した際には、E社から26億円が送金され同社に返金されたとの話があったが、この際は、交付された各振込受付書（※註：事実と反する加工が存在する。）には、E社からセネジェニックス・ジャパン名義のZ銀行の普通預金口座への送金と、セネジェニックス・ジャパンからE社名義のX銀行の普通預金口座（※註：E社の通帳写しが提出されている口座と同一）への返金のやり取りがされた旨通知されている。

テラは、E社に関する融資に使用される預金口座の情報は、当該11月30日の払込遅延の報告を受けるまで、通帳写しが提出されているX銀行の口座によるもののみしか保有しておらず、E社のY銀行の預金口座から送金が行われるとの報告は一切把握していなかった。

予めの通知もなく、本件送金手続のみが、当日システム障害があったとされるE社の別銀行の別口座から行われたという話は、その真実性に対し疑念をもって確認すべきであったと考えられる。

よって、11月30日にY銀行のシステム障害によるE社からの送金不能がセネジェニックス・ジャパンからの連絡がされた際に、テラとしては、事実関係の検証のため、E社の融資資金の裏付け資料として予め受領していたX銀行の普通預金通帳写しで確認できる口座から、インターネットバンキングでされたというE社のY銀行の預金口座への資金移動、また、Y銀行の振込手続の証票を直ちに要求するべきであった。

この点について、前述のとおり、テラは外部機関から12月3日にY銀行のオンラインサービスの利用を前提とするY銀行の預金口座にかかる預金通帳の写しの提出を求められ、セネジェニックス・ジャパンにこれを請求している。

しかし、セネジェニックス・ジャパンからは、テラが12月1日に東証から改善報告書の徴求措置を受けたことを理由にE社から抗議が来ており行使価格の見直しなどの合意が得られないと預金通帳に関する情報開示がされない状況であるなどと記載した回答案が送信されている。

テラは、前述のとおり、12月6日、セネジェニックス・ジャパンに対して、再度、E社のY銀行口座写しの提出を求めるが、12月7日に、セネジェニックス・ジャパンは、再度、改善報告書の徴求措置の理由で当該資料の取得ができず苦情対応後に通帳写しを取得する旨の回答案をテラに送信した。

テラは、12月11日付訂正有価証券届出書においても、未だ上記E社のY銀行の通帳写しの確認ができていない旨開示している。

結局、現在に至るまで、テラにおいて上記E社のY銀行の通帳の写しの資料は確認されていない。

なお、E社代表者は前述のとおりヒアリング未了であるため、本件調査においてもE社のY銀行の口座への資金移動を確認することができていない。2020年11月30日付E社名義「融資について」と題する文書においては、E社のY銀行の口座が「通帳レス」口座であるとの記載がある。

更に、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンがテラに交付した2020年11月30日付E社名義「融資について」には、「E社は、Y銀行のシステム障害が復旧次第、振込手続きを行うが、セネジェニックス・ジャパンに午後3時までに送金できない場合には、F弁護士に融資前日まで保管してもらおうようにする。」との文言が存在する。

しかし、本件調査におけるヒアリングでは、上記の「F弁護士の保管」が実行されたか否かについてテラが確認しているかについて、平元社長は「F弁護士に融資前日まで保管という情報を事前に得ていた記憶がなく、その確認についても記憶がない。」と回答している。

延期後の払込期日までの、融資元の融資資金の弁護士による保管の実行の確認という極めて重要な確認が欠けていたものと言わざるを得ない。

- vi 以上のとおり、テラにおいて、払込原資の確認について、払込原資を示す証憑に対する精査、原本確認、証明書の作成名義人に対する直接確認、廃棄された通帳に変わる金融機関の取引履歴等の要求、振込先口座に関する不審な点等に対する確認に関し、検証不足があったものと認められる。

(イ) 検証が不足した原因について

上記の検証不足が生じた原因については、以下のとおりであると考える。

① 失権回避のための払込原資の確認作業に対する意識の不足

テラにおいて、本件第三者割当増資のためのセネジェニックス・ジャパンとの対応は、主として平元社長及びテラ元管理本部長の2名が担当していた。外部の法律事務所弁護士も関与していたが、主として有価証券届出書の作成業務といった手続面でのサポートに留まっていた。

テラからセネジェニックス・ジャパンに対しては、ひととおりの資料の請求及び取得が行われているが、前述のとおり、提出を受けた資料の内容の緻密な検討や、写しが提出された資料の原本確認、証明書の作成名義人に対する確認などが不足していることから、主に外部機関及び東証に対して必要資料を揃えるとの観点に重点を置いて確認作業をしているものと見受けられ、真に失権を防ぐ観点から必要な確認作業を行う意識が不足していたものと言わざるを得ない。

② 割当予定先に対する過度の信頼（背信行為の可能性を想定する意識の欠如）

本件第三者割当増資においては、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、事実と反する加工が存在する資料が提出されている。

これは重大な背信行為であるところ、第三者割当増資の払込原資の確認にあたっては、そのような事態があり得ることも前提として、確認作業を行う必要があった。

しかし、本件では、そのような背信行為の可能性を想定した検証は行われていないと言わざるを得ない。

セネジェニックス・ジャパンが既に業務提携先であり、2020年7月に10億円の社債の払込みをした実績に対する信頼からこのような作業が不足したものと推定されるが、同社に対する過度の信頼に基づく確認不足と言わざるを得ない。

③ 検証のための人材不足及び社内体制の不足

本件第三者割当増資において、外部機関への有価証券届出書等の各書類の提出や、セネジェニックス・ジャパンに関する証憑類の提出は、テラの元管理本部長において実施していた。しかし、第2回調査報告書における原因分析において述べたとおり、当時、元管理本部長は、情報取扱責任者、適時開示担当者、経理財務部長、取締役会事務局、監査等委員会事務局を兼務する状況で、業務過多が著しい状況にあった。

また、当時、テラにおいては法務部門を直接担当する者がおらず、機能不全に陥っていた（第2回調査報告書の147頁から150頁等）。

その結果、テラは、外部機関や東証から指摘されていた事項について独自に精査する体制が不足しており、セネジェニックス・ジャパンに指摘事項をそのまま問い合わせし、回答案の作成をしてもらうという状況も見られた。

検証のための人材及び社内体制が不足していたと言わざるを得ない。



④ 取締役会における検証体制の不備の再検討の不存在

テラの取締役会においては、セネジェニックス・ジャパンの11月13日の払込の不実施、11月30日の払込の不実施があったにもかかわらず、融資資金の存在証明についてのセネジェニックス・ジャパンの提出資料の再検証、または、E社代表者やF弁護士に対する直接の詳細な事情の確認の検討等、抜本的な再発防止策を講じる審議がなされているとは言えない。

また、本件調査におけるヒアリングにおいても、平元社長は、セネジェニックス・ジャパンの増資資金を裏付ける証憑に関する確認の問題については「執行レベルの実務のなかで対処すべきことと考えていた。」と述べており、執行サイドから他の取締役や監査等委員に対する情報提供もされていなかった。

イ 割当予定先及び資金提供元自体に関する検証の不足について

(ア) 検証不足の有無について

① 前提（資金の出し手及び割当予定先に関する検討事項）

- i 企業内容等開示ガイドライン及び「不適切な第三者割当の未然防止資料」には、下記のとおり、資金の出し手及び割当予定先に関する検討事項が記載されている。

記

【企業内容等開示ガイドライン】

「二. 株券等の保有方針」

「a. 割当予定先の株券等の保有方針の記載が、払込みに要する資金の確保の状況や新株予約権の行使手法と整合しているか。例えば、長期保有方針である一方で払込原資が短期借入れによる調達である場合等に着目する。」

【不適切な第三者割当の未然防止資料、事例4－割当予定先の属性確認が不十分であったケースー、考え方より】

「上場会社のコーポレート・ガバナンスや内部統制、ひいては、市場の信頼性・公正性に深刻な影響を与えることがあるため、上場会社は、割当予定先の選択に際して、上場会社の株主として適切か否かについて、十分に調査する必要があります。」

まず、割当予定先の属性や実態については、訪問・面談等を通じて直接確認することが望まれます。また、直接確認したことを客観的、具体的な裏付けをもって再度慎重に確認することが望まれます。

具体的には、割当予定先の住所又は本店所在地を訪問したり、割当予定先から経営状況に関する資料を入手したり、割当予定先の名称等をインターネット上で検索したりするのみならず、住民票や登記事項証明書等公的

機関が発行する証明書を取得したり、専門機関に割当予定先の調査を依頼したりするなどの方法が考えられます。

また、割当予定先がファンドである場合には、ファンドの運用実績や運用方針、業務執行組員（業務執行組員が団体である場合には当該団体の出資者、当該出資者が団体である場合にはさらにその出資者等、最終的に個人となるまで把握することが望まれます。）の経歴等を確認し、ファンドの実態を把握することが望まれます。割当予定先が個人である場合には、その勤務先の経営実態について確認することが望まれます。」

**【不適切な第三者割当の未然防止資料、事例6－第三者割当が中止・失権となったケースー、考え方より】**

「第三者割当の実施を決議し開示したにもかかわらず中止・失権に至ることは流通市場を混乱させるおそれがあるほか、故意に株価を操作するために悪用されるおそれがあるため、第三者割当実施の条件を割当予定先と事前に十分に確認する必要があります。

割当予定先が他社の第三者割当の割当先となったことがある場合には、失権の有無を含む引受実績を確認することが必要といえます。また、上場会社において過去に第三者割当の中止・失権が生じていた場合には、上場会社としては、中止・失権を生じさせた問題点及び具体的な解消・改善策について検討する必要があります。また、その問題点について解消・改善された状況が確認されるまでは、新たに第三者割当の実施をすることは、一般的には適当でないと考えられます。」

**【不適切な第三者割当の未然防止資料 添付チェックリスト】**

以下の点についてチェックするよう項目が示されている。

「(e) 割当予定先の属性や実態について、訪問・面談等を通じて直接確認しましたか。」

「(f) 割当予定先について、割当予定先から経営状況に関する資料を入手したり、割当予定先の名称等をインターネット上で検索したりするのみならず、住民票や登記事項証明書等公的機関が発行する証明書を取得したり、専門機関に割当予定先の調査を依頼したりするなどの方法により十分な確認を実施しましたか。」

「(g) 割当予定先がファンドである場合、10%以上の出資者についてもその概況を確認しましたか。」

「(i) 割当予定先が過去に失権を起こしていませんか。」

「(k) 割当予定先が最近貴社の株式を売買していませんか。」

「(1) 割当株式に関して、割当予定先による保有方針や議決権行使に関する方針、割当予定先が譲渡をする場合の条件等について確認しましたか。」

② 本件におけるテラの検証状況

i セネジェニックス・ジャパンの属性、実体及び経営状況の検証の不足

本件においては、割当予定先とされたセネジェニックス・ジャパンの属性や実態を含む経営状況について、特段の検証が実施されていない。

特に、セネジェニックス・ジャパンは、2020年3月23日に設立されたばかりの会社であり、何らの引受実績も無かったにもかかわらず、同社の属性や実態及び経営状況については、テラとして十分な検証が実施されていない。

テラは、外部機関の求めに応じて、セネジェニックス・ジャパンの月次報告書や試算表を取得しているが、これらの資料から読み取れる情報について、テラとして能動的に検証した形跡は確認できない。

セネジェニックス・ジャパンの経営状況が悪化した場合には、当然、上場株式としてのテラの株式が、セネジェニックス・ジャパンの債権者の引き当て財産となることが想定されていた以上、同社の属性や実態及び経営状況や債権者の把握は重要であった。

しかし、本件調査におけるヒアリングで、平元社長は、テラにおいてセネジェニックス・ジャパンの大口負債の借入先、金額、及び、担保設定状況について確認をした記憶はない旨回答している。

テラは、長期保有を行う割当予定先としてセネジェニックス・ジャパンを選定したものである以上、セネジェニックス・ジャパンの経営状況については、十分な検証が必要であったものであるから、検証が不足していたと言わざるを得ない。

ii E社の属性、実体及び経営状況の検証の不足

(i) 本件においては、セネジェニックス・ジャパンは自己資金ではなく、E社からの融資によりテラへの払込原資を確保することとされていた。融資元であるE社の属性、実体及び経営状況は、E社からセネジェニックス・ジャパンへの融資やその確度にも影響を及ぼすため確認が必要であった。

テラは、セネジェニックス・ジャパンを通じて、E社の令和元年及び令和2年の各年度の事業年度分の法人税の確定申告書の写しを取得しているが、当該資料から読み取れる情報について、検証が不足している状態と考えられる。

なお、本件調査において、E社代表者は、前述のとおりヒアリング未了であり、追加資料も得られないため当職らにおいても同社の経営状況は不明である。

(ii) 検証不足の点については、例えば以下の点に具体的に存在する。

すなわち、セネジェニックス・ジャパンを通じてテラが9月14日に提出を受けたE社の貸借対照表写し（2020年3月31日現在）には、本件の払込資金のため融資の原資とされるE社の「現金及び預金」約73億円が計上されているが、これが73億円の「短期借入金」として調達されていることが計上されている。

そして、同時に提出を受けたE社のX銀行の普通預金通帳の写し（※註：但し、前述のとおり、金額の不一致や同じ見開き部分には加工の跡が指摘されているものであり、信用性には疑義がある）によれば、2020年1月27日にE社から代表者個人に73億円の振込みがあった後、同年2月25日に再び代表者個人からE社に73億円の振込みがあった旨が記載されており、以後当該73億円が同口座に維持されていることが確認される。

そうすると、同年3月末日時点において「短期借入金」に計上されているE社代表者個人からE社への貸付金について、既に受領しているE社の同年7月1日付融資証明書には融資条件として「貸付期間3年」と記載されていること等からセネジェニックス・ジャパンへ長期貸付金として融資されていることとなるため、「短期借入金」と計上されている上記貸借対照表の記載に疑問を持つべきところであるが、テラからセネジェニックス・ジャパンないしE社へ照会はなされていない。

その後、9月17日に東証から上記「短期借入金」の点について質問するコメントがあり、10月3日にセネジェニックス・ジャパンから「貸付日から4年後元利一括返済の長期借入金となります。」との回答を受け、そのまま、10月5日に東証に他のコメントと共に回答しているが、「短期借入金」から「長期借入金」へ変更があった事情等を確認していない。

(iii) また、11月22日には、前述のとおり、M氏によるインターネット上のYouTubeチャンネル上の動画において、E社の本店所在地が置かれているとされた場所の建物に訪問しE社に業務実態がないことについて指摘が行われていた。

このような点からも、テラにおいてE社の経営実態及び経営内容を深掘りして確認することは必要であったと思われる。

(iv) 本件調査における平元社長に対するヒアリングによれば、平元社長がE社代表者と面談したことがあるのは11月23日の1回のみであり、この際には、テラが薬事承認後の治療人数を開示するために、東証に対する証憑の提出が必要であり、前述のE社の独自現地調査結果の内容が証憑になりえるかどうかを確認する必要があったため調査結果の提出を求めたが、その後も提出はされなかったとのことであり、11月13日のセネジェニックス・ジャパンの払込不実施

の後であったにもかかわらず、E社の融資資金の存在及び融資の意思について、直接確認をしたものではなかった。

(v) また、前述の2020年10月8日付のF弁護士名義の証明書には、E社がセネジェニックス・ジャパンに融資する資金については、E社の代表者がE社に貸付けたものであり、当該貸付原資は、当該代表者が不動産や株式の運用等により形成した資産である旨の記載も存在するが、前述のとおり、本件証明書の作成の有無や記載の根拠については、テラが直接F弁護士に確認したこともなかった。

前述のとおり、本件調査におけるヒアリングで、F弁護士は本証明書の作成ないし押印を否定しており、作成名義人本人へ確認をしていれば上記の事情が判明した可能性は否定できない。

(イ) 検証が不足した原因について

上記の検証不足が生じた原因については、セネジェニックス・ジャパンが既に業務提携先であり、2020年7月に10億円の資金を実際に調達して社債の払込みをした実績があったことへの信頼から、経営状態・財務状態に対する慎重な検証が不足したものとする。

セネジェニックス・ジャパンの資金調達先とされるE社に関しても、前述のとおり、テラはセネジェニックス・ジャパンから7月の社債10億円の資金の融資元であると聞かされ、セネジェニックス・ジャパンを通じてテラが9月14日に提出を受けたE社のX銀行の普通預金通帳の写しの7月22日欄には、セネジェニックス・ジャパンに対する振込みが記載されており（※註：但し、前述のとおり金額の不一致や同じ見開き部分に加工の跡が指摘されているものであり、かつ、前述のとおり実際の社債払込資金は7月21日にG社からセネジェニックス・ジャパンに振り込まれた10億円が主に充当されているため、信用性に疑義がある）、かかる実績があったことへの信頼から、同社の経営状態・財務状態に対する慎重な検証が不足したものとする。

これに加えて、前述のとおり、当時テラは、検証のための人材不足及び社内体制の不足がある状況であった。

これらの結果、インターネット上のYouTubeチャンネル上の動画の不審情報があっても、客観的な見地から改めて検証を行う契機にはならなかった。

以上が検証不足を招いた原因と考えられる。

ウ その他の失権に至る懸念を示す事情に対する検証不足

(ア) 検証不足の有無

- ① セネジェニックス・ジャパンについてメキシコでの新薬開発事業の存在性に疑義がある旨の報道がされていた点について

i 当職らの第2回調査報告書163頁でも述べたとおり、メキシコの新薬開発事業に関しては、以下のように、信用性に疑義が呈される報道や投稿が行われていた。

- ・6月26日号掲載FRIDAYによる記事（メキシコにおける臨床試験の実施に疑義を呈する記事）
- ・8月26日：デイリー新潮によるインターネット記事（国際新型コロナ細胞治療研究会のオバマ前大統領の関与に疑義を呈する記事）
- ・9月7日から始まるM氏による一連のYouTubeによる動画投稿（メキシコイダルゴ州での薬事承認制度が存在しない旨の報告等）
- ・9月24日：日経バイオテックによる記事（イダルゴ州での薬事承認に疑義を呈する記事）
- ・12月23日付FRIDAYによる記事（プロメテウス治療薬の実在性に疑義を呈する記事）

ii かかる点は、第三者割当増資の失権に至る懸念を示す事情として検証されなかったのかについて

本件調査における平元社長へのヒアリングによると、当時の各種の報道については、テラの監査等委員取締役でありセネジェニックス・ジャパンの代表取締役である藤森氏からメキシコ現地の情報を取得しており、報道が指摘する疑念は当たらないと認識していたため、メキシコにおける臨床試験の実在性等の疑義により失権に至るとは考えていなかったとのことである。

しかし、実際には、当職らの第1回調査報告書の10頁、11頁で述べたとおり、メキシコには州による薬事承認（衛生登録）の制度は存在せず、セネジェニックス・ジャパンから通知されたイダルゴ州による薬事承認取得の事実は存在していなかった。

iii 批判的記事等が出た際に先入観を排して根本的な検証ができなかった検証不足がある。

② 2度にわたり払込がなされず払込期日の延期された点について

i 本件では、前述のとおり、2020年11月13日及び同年11月30日に、2度にわたりセネジェニックス・ジャパンから払込期日に払込がなされず、払込期日が延期されるという異常事態が発生していた。

ii かかる点は、第三者割当増資の失権に至る懸念を示す事情として検証されなかったのかについて

本件調査における平元社長へのヒアリングによると、テラがセネジェニックス・ジャパンから聞いていた説明では、同年7月の時点でE社はセネジェニックス・ジャパンに10億円を融資し、これをもってセネジェニックス・ジャパンは10億円の社債を引き受けた実績があった。また、同年10月28日の増資決議後は、株価の動向及びメキシコでの治療人数の開示未了等に起因して、初回の払込予定日及び延期

後の払込予定日の直前まで融資を検討したが、2回とも、E社が独自調査を行ったことやテラから開示意欲を聞いたことにより融資行為は実行されたと聞いていた。また、2回目の払込期日の延期に際しては、セネジェニックス・ジャパンが10億円の違約金支払についても同意していたため、再延期後の12月16日に払込が行われるものと認識しており、平元社長としては失権への懸念は持たなかったとのことである。

当職らの調査においても、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンからテラに対しては、当時、第1回目の払込期日の延期の際には、払込期限後ではあったものの、E社からセネジェニックス・ジャパンに対して26億円が送金され同日中にセネジェニックス・ジャパンがE社に対して同額を返金したことを裏付けるセネジェニックス・ジャパン名義のZ銀行の通帳の写しのデータ、及び、これらに付随する送金票の写しのデータが提出されていたなど、上記の平元社長の回答に沿った事実が認められる。

※註：但し、前述のとおり、当職らが確認した当該預金口座の金融機関の取引明細には当該送金・返金の記載は存在しないので、事実と反する加工のされた資料に基づいて誤信したことになる。

また、第2回目の払込期日の延期については、セネジェニックス・ジャパンからE社への融資資金が送金されなかった理由とされたY銀行のインターネットバンキングのシステム障害の存在が報道で実際に確認されたことや、セネジェニックス・ジャパンから10億円の「債権放棄書」や「違約金支払い申入書」が提出されていることが認められる。

iii 前述のとおり、事実と反する加工が存在する確認用資料が提出されている場合、受領者においてそのような背信行為を想定しない信頼関係を前提としていた場合には、これを認知することは容易ではない場合もあると思われる。

しかし、テラにおいては、その可能性も含めて慎重な検証を行う意識が不足し、加工された資料が提出されていることを示す先述のような端緒があったにもかかわらず、これを見逃した点には検証の不足があったと言わざるを得ない。

③ セネジェニックス・ジャパンの債権者からの借入に係る「期限の利益の喪失」により債権者がセネジェニックス・ジャパンの株式を取得するなど経営が混乱していたのではないかとの点について

i 本件では、前述のとおり、平元社長はA氏から、LINEで、2020年12月8日、セネジェニックス・ジャパンが債権者から3億円の借り入れをしていることを告げられ、かつ、同年12月11日、同債権者へ3億円を返済しないとセネジェニックス・ジャパンを取られてしまうとして、10億円の社債のうち5億円の早期償還を求められている。

- ii 上記「i」の点が第三者割当増資の失権に至る懸念を示す事情として検証されなかったのか否かについて

本件調査における平元社長へのヒアリングによると、平元社長は、確定した情報ではないものの、セネジェニックス・ジャパンの株主の一部変更が生じる可能性を認識していたが、当該変更がセネジェニックス・ジャパンの経営の混乱とは捉えていなかった。L氏からは、セネジェニックス・ジャパンの債権者として、セネジェニックス・ジャパンの企業価値を向上させる意味から、セネジェニックス・ジャパンの業務提携先であるテラの業務向上に貢献したい旨の意向が示されており、このような人物がセネジェニックス・ジャパンの経営に関与することについて、セネジェニックス・ジャパンにおける経営の混乱とは考えていなかったとのことである。

- iii 引受予定先の経営状態・財務状態は、信用にかかわる事情であり、混乱した状態では、円滑に融資先から多額の増資払込金融資が得られるとは考えられない。

しかしながら、平元社長は、セネジェニックス・ジャパンと当該債権者との間の金銭消費貸借契約書等の証憑等を確認することなく、口頭のやり取りで問題ないものと判断している。

引受予定先の経営状態・財務状態検証の不足があったと言わざるを得ない。

- ④ E社代表者が全額を払込まない旨を示唆していた等の連絡があった点について

- i 前述のとおり、本件では、セネジェニックス・ジャパンからテラに対して、E社代表者が全額を融資しないことを示唆した連絡（12月6日）、セネジェニックス・ジャパンが全額を払い込まない旨を示唆した連絡、あるいは、セネジェニックス・ジャパンが払込の一部実行について記載した2020年12月13日付「第三者割当増資の状況報告について」と題する文書などがある。

- ii 上記「i」の点が第三者割当増資の失権に至る懸念を示す事情として検証されなかったのか否かについて

本件調査における平元社長へのヒアリングによると、平元社長は、E社代表者と平元社長において一部失権に関する会話をした記憶はないが、当時、一部失権についてA氏から提案があり、当該提案と併せて10億円の違約金撤回が要請されており、引受価格を下回る株価となった場合に失権する可能性を認識していた。

しかし、テラとしては、A氏から求められていた10億円の違約金条項の撤回に応じるつもりはなく、セネジェニックス・ジャパンとしても、高額の違約金支払のリスクを顕在化させてまで失権に至るとは認識していなかったため、上記理由による失権を懸念するには至っていなかったとのことである。



#### 第4 本件第三者割当増資決定時点におけるテラの平元社長及び遊佐元取締役とセネジェニックス・ジャパンとの間の債権債務関係の存在に関して

##### 1 問題の所在

以下に述べるとおり、2020年10月28日付取締役会決議において、本件第三者割当増資の募集事項が決定され、同日付有価証券届出書の提出及び適時開示によってテラと割当予定先であるセネジェニックス・ジャパンとの関係を含む開示が行われたが、当時役員であったテラの平元社長と遊佐元取締役は、ストックオプション行使により取得した各12万株のテラ株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡し株式の名義変更手続を完了していたが、代金の支払いを受けていない状態であり、セネジェニックス・ジャパンとの間の債権債務関係が存在していた。

以下には、この債権債務関係を同日付有価証券届出書及び適時開示に記載していなかったことの当否について、これに関連して本件調査の資料より認められる事実関係に即して述べる。

##### 2 事実経過

###### ア 第22回及び第23回の各新株予約権発行

###### (ア) 2020年4月24日取締役会決議

テラの2020年4月24日付取締役会において、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の発行が決議され、同日適時開示された。

第22回新株予約権の内容は、役員への有償ストックオプションの発行であり、新株予約権の数8,750個（新株予約権1個について100株）である。

第23回新株予約権の内容は、従業員への無償ストックオプションであり、新株予約権の数2,775個（新株予約権1個について100株）である。

###### (イ) 発行の経緯

本件ストックオプションの発行の経緯については、本件調査における平元社長のヒアリングによれば、2019年の段階から、財務担当の取締役（2020年3月退任した者）を中心に外部専門業者を起用のうえ具体的な設計を検討していた状況にあったが、2020年3月に経営陣が一新したため、あらためて新役員に制度や仕組みを説明のうえ、同年4月24日をもって第22回及び第23回のそれぞれの新株予約権の発行が決議されたとの経緯であったとのことであった。

当職らにおいて、過去の取締役会の議事録を確認したところ、2019年8月13日の取締役会において、報告事項として、当該取締役から「1.有償ストックオプションの件」として、役員向けに有償ストックオプション、従業員向けに無償ストックオプションを付与する計画であることが報告され、その目的及びそれぞれのスキームの説明がされている。

また、2019年12月9日取締役会の議事録及び録音記録からは、当該取締役から、役員に対する有償ストックオプション及び従業員の無償ストックオプションを検討中であったこと、この時点では、諸般の事情から役員の有償ストックオプションは2020年の株主総会に向けて考えていきたいこと、従業員の無償ストックオプションは進めたいが本取締役会期日においてはストックオプションの設計に不備が見つかったため取り下げたい旨の発言があり、議案の取り下げがあったことが確認される。

更に、2020年4月13日の取締役会議事録には、下記のとおり、当該ストックオプションの発行が2019年から検討されていた旨の記載がある。

#### 記

(議事録の記載)

「第8報告事項 ストックオプション(以下、S0)に関する件

議長より、昨年度から検討していたS0について、添付の「【テラ様】第22回及び第23回新株予約権取締役会説明資料」に基づき説明がなされ、なるべく早い時期に実施したい旨が報告された。

また、退職をしていく者もいるので、人材が離れていくことを防止するためには、インセンティブは重要であると考えているため、社員に対する付与も考えており、付与条件については、将来に向けて非常に貢献度が高い社員に付与するために、業務執行取締役で付与対象を検討し、最終的に社長に一任してもらいたい旨が報告された。」

イ 第22回新株予約権の取得状況、具体的な行使状況、セネジェニックス・ジャパンへの譲渡状況

(ア) 各役員のストックオプションの取得状況

第22回新株予約権は、前述のとおり、合計8,750個(新株予約権1個について100株)発行されているが、そのうち、平元社長及び遊佐元取締役は以下の個数を割り当てられ、2020年5月11日、それぞれ、1個あたり437円の払込金額を支払い、これを取得した。

- ・平元社長：3,400個
- ・遊佐元取締役：3,400個

(イ) 平元社長及び遊佐元取締役による本新株予約権の行使及び株式譲渡の状況

① 平元社長について

i 第1回目のストックオプション行使

平元社長は、2020年6月10日、新株式行使請求書をテラに提出して新株予約権を200個行使し、行使価格の払込を行い、同年6月26日、テラの株式20,000株を取得した。

ストックオプション行使の目的については後述する。

行使価格は、第 22 回新株予約権の発行要領に従い 1 株あたり 146 円（本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2020 年 4 月 23 日）での東京証券取引所における当社株価の終値）であった。

なお、平元社長においては、ストックオプションを行使するに先立ち、下記のとおり、テラの内部規程に該当しないかの確認のため弁護士に照会して回答を求めていることがメールの記録上確認できる。

#### 記

- ・ 6 月 3 日 平元社長がテラ元管理本部長に対して、ストックオプション行使による株式取得がテラの「内部者取引防止規程」の第 24 条（短期売買の禁止）の対象となる「当社の株券等の買付け等」にあたるか調査を依頼。
  - ・ 同日 テラ元管理本部長が弁護士に対して、ストックオプション行使によるテラ株式の取得が該当するかについて問い合わせ。
  - ・ 6 月 4 日 当該弁護士から管理本部長に対して、ストックオプション行使は、「当社の株券等の買付け等」に該当しない旨の回答。
- ii セネジェニックス・ジャパンとの間の 2020 年 7 月 15 日株式譲渡等契約の締結  
その後、平元社長とセネジェニックス・ジャパンとの間で、同年 7 月 15 日付株式譲渡等契約を締結した。

当該株式譲渡等契約の締結の目的については、後述する。

また、当該契約書の内容は、詳細は後述するが、譲渡対象を 38 万株、うち第 1 回目の行使要請日を令和 2 年 6 月 26 日と定め、第 1 回目の行使要請の株式数を 20,000 株としている。譲渡代金は 1 株当たり行使要請日の東京証券取引所終値の 1 割引きの価格で譲渡する旨が定められており、支払期日は行使要請日の 7 営業日以内と定められている。

本株式譲渡契約の締結の目的について、平元社長に対するヒアリングの結果は、後述のとおりである。

なお、平元社長においては、上記株式譲渡契約に基づき実際にストックオプションで取得した株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡するに先立ち、下記のとおり、同株式の本件相対譲渡が、テラ内部規程に抵触しないかの確認のため弁護士に照会して回答を求めていることがメールの記録上確認できる。

#### 記

- ・ 8 月 7 日 平元社長から、弁護士に対して、ストックオプション行使により取得した株式の相対取引は、テラ社が規定する「内部者取引防止規定」の第 18 条（役員等の売買等の申請）に該当するか否かについて問い合わせ。
- ・ 8 月 7 日 上記弁護士から、当該条項について、重要事実を知っている者間での取引（いわゆる「クロクロ取引」）であれば適用除外と考えられるため、内部者情報管理統括責任者への申請は不要との回答。

iii 上記株式譲渡契約に基づく第1回目の株式譲渡

上記株式譲渡等契約に基づき、平元社長は、2020年8月19日、1回目の有償ストックオプション行使により取得した20,000株を、1株あたり1,325円で、セネジェニックス・ジャパンに譲渡した。

本件第1回目の譲渡の目的は、後述のとおり、段階的にストックオプションを行使し、セネジェニックス・ジャパンに譲渡することで、次のストックオプションの行使のための資金を得ることにあつたとのことである（平元社長ヒアリング）。

第1回目の譲渡により、セネジェニックス・ジャパンから平元社長に対して2,649万6000円が譲渡代金として支払われた。

iv 第2回目のストックオプション行使

同年9月8日、平元社長は、新株予約権を1200個行使し、1個あたり146円の行使価格（12万株×146円＝1752万円）の払込を行い、テラ株式120,000株を取得した。

v 上記株式譲渡契約に基づく第2回目の株式譲渡

平元社長は、株式譲渡等契約に基づき、同年9月28日、第2回目のストックオプション行使で取得したテラ株式120,000株について、同日付でセネジェニックス・ジャパン名義の証券口座に対して口座振替を行った。

同日、平元社長からA氏に対して、LINEで、9月8日行使分のストックオプションについて、セネジェニックス・ジャパンに譲渡の手続をとった旨連絡がされた。

vi セネジェニックス・ジャパンによる第2回目の株式譲渡代金の不払い

前述のとおり、上記株式譲渡等契約書によれば、セネジェニックス・ジャパンは、平元社長に対し、ストックオプションの行使要請日から7営業日以内に譲渡対価を支払うものとされているため、平元社長からテラに第2回目の新株予約権行使がされた同年9月8日までにはセネジェニックス・ジャパンの行使要請が行われているとすると、同年9月17日までが譲渡代金の支払期限となるが、譲渡代金の支払いは行われていない。

同年10月7日、平元社長からA氏に対して、LINEで、自らと遊佐元取締役の株式の口座振替が完了した旨の通知が来たことを連絡し、A氏に対してセネジェニックス・ジャパンからの譲渡代金の振込みの対応を求めた。これに対して、A氏は、譲渡株式の存在を確認したこと、1週間以内に平元社長及び遊佐元取締役の口座に送金を行う旨、返答した。

しかし、後述のとおり、その後、セネジェニックス・ジャパンからは、平元社長及び遊佐元取締役に対し、当該譲渡代金が支払われることがなかった。

vii 平元社長による代金未払いの株式の返却要請、及び、代金支払要求

同年12月11日、平元社長からA氏に対して、LINEで、ストックオプションの株式については、平元社長と遊佐元取締役の口座に戻すよう要請した。

また、平元社長及び遊佐元取締役は、セネジェニックス・ジャパンに対して、12月21日付「株式譲渡等契約に関するご通知」と題する書面により、それぞれの株式譲渡代金の支払を求めた。

しかし、セネジェニックス・ジャパンがこれらの求めに応じることはなかった。

#### viii 株式譲渡契約の解除

同年12月29日、平元社長及び遊佐元取締役は、セネジェニックス・ジャパンに対して、「株式譲渡等契約の解除通知書」と題する書面を送付し、上記株式譲渡代金が支払われていないことを理由に株式譲渡等契約を解除した。

### ② 遊佐元取締役について

#### i 第1回目のストックオプション行使

遊佐元取締役は、平元社長と同じく、2020年6月10日、200個の新株予約権を行使し、行使価格の払込を行い、同年6月26日、テラの株式20,000株を取得した。

ストックオプション行使の目的については、後述する。

#### ii セネジェニックス・ジャパンとの間での株式譲渡等契約の締結

遊佐元取締役も、平元社長と同じく、7月15日付で、セネジェニックス・ジャパンとの間で、株式譲渡等契約を締結した。

本件株式譲渡契約の締結の目的については、後述する。

契約書の内容は、平元社長と同一である。

#### iii 上記株式譲渡契約に基づく第1回目の株式譲渡

上記株式譲渡等契約に基づき、遊佐元取締役は、2020年8月19日、1回目の有償ストックオプション行使により取得した20,000株を、1株あたり1325円で、セネジェニックス・ジャパンに譲渡した。

#### iv 第2回目のストックオプション行使

同年9月8日、遊佐元取締役は、新株予約権を1200個行使し、1個あたり146円の行使価格（12万株×146円＝1752万円）の払込を行い、テラ株式120,000株を取得した。

#### v 上記株式譲渡契約に基づく第2回目の株式譲渡

遊佐元取締役は、株式譲渡等契約に基づき、同年9月28日、第2回目のストックオプション行使で取得したテラ株式120,000株について、同日付でセネジェニックス・ジャパン名義の証券口座に対して口座振替を行った。

#### vi セネジェニックス・ジャパンによる第2回目の株式譲渡代金の不払い

当該譲渡に関して、セネジェニックス・ジャパンより譲渡代金が支払われていないことは、平元社長と同様である。

#### vii 株式譲渡契約の解除

前述のとおり、同年12月29日、平元社長及び遊佐元取締役は、セネジェニックス・ジャパンに対して、「株式譲渡等契約の解除通知書」と題する書面を送付し、上記株式譲渡代金が支払われていないことを理由に株式譲渡等契約を解除した。

ウ 2020年10月28日付取締役会決議、並びに、本件債権債務関係の同日付有価証券届出書及び適時開示への不記載

2020年10月28日付取締役会決議において、本件第三者割当増資の募集事項が決定され、同日付有価証券届出書の提出及び適時開示によってテラと割当予定先であるセネジェニックス・ジャパンとの関係を含む開示が行われたが、本件債権債務関係は記載されなかった。

エ 有価証券届出書及び適時開示において株式譲渡代金未払いの上記債権債務関係が記載されるべきであったか否か

(ア) 有価証券届出書における記載の要否

金融商品取引法5条1項及び企業内容等の開示に関する内閣府令8条1項1号に規定する第二号様式には、下記のとおり有価証券届出書に記載すべき事項について記載されている。

#### 記

「(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること

(略)

b 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であって、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。」

本件では、前述のとおり、有価証券届出書を提出し適時開示を行った2020年10月28日の時点において、テラの当時の代表取締役及び取締役と割当予定先のセネジェニックス・ジャパンとの間の株式譲渡契約に基づき、株式の名義移転は完了しているが株式譲渡代金が未払である債権債務関係が存在した。

上記のとおり、有価証券届出書において「割当予定先の状況」として届出書の提出者と割当予定先との間の関係について詳細な記載が求められ情報開示の充実が図られているのは、第三者割当増資等において提出者と割当予定先との間の関係を明らかにし、資本市場の公正性・透明性を確保して投資者の信頼を確保する趣旨である。

そして、上記のとおり、第三者割当増資において提出者と割当予定先の間取引上重要な関係がある場合はこれを記載することとされており、上記趣旨からすれば、第三者割当増資の内容の決定に重要な役割を果たす、提出者の代表取締役及び取締役と割当予定先との重要な債権債務関係についても開示の対象に含まれるものと考えられる。

よって、上記債権債務関係は、2020年10月28日付有価証券届出書の記載を要する内容であったものと思料する。

(イ) 適時開示における記載の要否

東京証券取引所の会社情報適時開示ガイドブック（2020年11月版）では、第三者割当による株式発行に係る募集の場合において、「6 割当予定先の選定理由等」、「(1) 割当予定先の概要」として、下記の点を記載するよう求めている（東証ガイドブック 75頁）。

記

「割当予定先の概要について、「上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）との間の関係（※1）を記載する。

※1：上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、以下の事項に限らずその内容を含めて記載する。

- ・資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・人的関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

上記のとおり、上場会社の関係者に含まれる役員と、割当予定先との間に特筆すべき関係がある場合には、その内容を記載することが求められていたものであるところ、本件債権債務関係は、社長を含む複数の役員との関係で債務金額も多額であるから特筆すべき関係として記載を要すると判断される。

よって、2020年10月28日付適時開示にその旨を記載する必要があったものと思料する。

### 3 関連する事実

#### (1) 本件ストックオプション行使、及び、セネジェニックス・ジャパンへの株式譲渡契約の目的について

##### ア 平元社長及び遊佐元取締役へのヒアリングによる両名の回答要旨

本件調査において、以上の平元社長及び遊佐元取締役による有償ストックオプションの行使、及び、セネジェニックス・ジャパンへの株式譲渡契約を締結した目的について、平元社長及び遊佐元取締役にヒアリングをした結果は以下のとおりである（※註：両名の回答内容はほぼ一致していた）。

本件ストックオプション行使、及び、セネジェニックス・ジャパンへの株式譲渡契約の目的は、最終的に、平元社長及び遊佐元取締役がそれぞれ 20 万株のテラの安定株主となることであった。

すなわち、テラの 2020 年 6 月 30 日時点の株主状況（テラ 2020 年 10 月 28 日付適時開示）によると、上位 6 位以下の株主は 1%未満の株主となっており、上位 5 位以上の株主の保有持株比率を合計しても 19.19%であり、会社経営上、安定株主の存在が必要であると考えていた。

こうしたテラの株主状況の背景を前提に、2020 年 6 月に行われた 1 回目のストックオプション行使及びその後のセネジェニックス・ジャパンへの株式譲渡は、2 回目のストックオプション行使に必要な資金を取得するために行われたものである。

そして、2 回目のストックオプション行使及びその後のセネジェニックス・ジャパンへの株式譲渡は、2,000 個のストックオプションの行使価格の払込に必要な資金（2920 万円）を取得するために行われたものであるとのことである。

最終的には、3 回目として 2000 個のストックオプションを行使することにより平元社長自身及び遊佐元取締役が 20 万株の安定株主になることを意図して行われたとのことである。

また、これらのそれぞれのストックオプション行使及び行使数については、平元社長及び遊佐元取締役の協議により決定されたとのことである。

1 回目のストックオプションの行使数は、平元社長及び遊佐元取締役が自己の負担により拠出できる金額が 300 万円程度であったため、200 個（2 万株分）を行使したとのことである（なお、1 回目の行使金額は平元社長及び遊佐元取締役ともに 292 万円）。

そして、当該行使により取得した株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡することにより得た金員（税金控除後）により、残ったストックオプションを最大限に行使できる数が 1200 個であったとのことである（遊佐元取締役ヒアリング）。

平元社長及び遊佐元取締役において、当時、セネジェニックス・ジャパンを信頼して上記各株式譲渡に至った理由は、前述のとおり、セネジェニックス・ジャパンが、



2020年4月から、債務引き受け及びこれに基づく分割払いの履行を実行し並びに同年7月に10億円の社債を引き受け払込を実行した一連の行動から、セネジェニックス・ジャパンがテラの企業価値を上げる存在であり、かつ、安定株主となる存在であると認識したためとのことである。

イ 上記ヒアリング回答とセネジェニックス・ジャパンとの間の株式譲渡等契約の記載内容との関係

平元社長とセネジェニックス・ジャパンとの間の2020年7月15日付株式譲渡等契約書によれば、契約締結日において、平元社長の保有するテラ株式38万株を、下記の①及び②によって定める対価で売却する旨が定められている（第1条）。

記

- ① 1株の単価について、行使要請日の東京証券取引所の終値の1割引きの価格とする。但し、第1回目の行使要請日は、令和2年6月26日とする。
- ② 売買代金の総額は、上記①の単価に行使要請株数を乗じた額とする。

また、インサイダー規制を回避する目的で、いわゆる「クロクロ取引」とするため、下記の条項が定められている。

記

「第4条（前提事実）

- 1 当事者は、テラ株式会社と乙または乙の関与する法人が、テラ株式会社との間で、新型コロナウイルス（COVID-19）の治療薬の開発の提携（以下「本件提携」という。）を行っている認識を互いに共有している。
- 2 当事者は、令和2年4月27日から本日までなされている一連のIRのほかの未開示の事実、以下①から③のとおりと認識している。
  - ①本件提携のために行われているメキシコでの治験については、本日現在、順調な経緯をたどっており、令和2年7月下旬までに、良好な治験結果が得られ、これを公表する見込みであること（なお、治験は未了であり、現時点の見込を共有しているにすぎない。）。
  - ②本件提携のために行われている治験結果が良好であった場合は、メキシコと日本において、治療薬としての承認を目指して薬事申請を行う予定であること。なお、具体的な日程は未定である。
  - ③乙（引用者註：セネジェニックス・ジャパン）がコンサルティングを行う医療機関が、テラ株式会社の製造する樹状細胞がんワクチンを利用した治療を行う提携が検討されており、令和2年8月までに、提携交渉を終えて発表を行う予定であること。」

まず、上記のうち、同契約書上、譲渡の対象が「38万株」と記載されている部分は、ストックオプションの付与を受ける前にはテラ株式を保有していなかった平元社長において、付与されたストックオプションを全て行使しても「34万株」にしかならなかったものであるから、「34万株」の明らかな誤記であると考えられる。

そして、「34万株」であることを前提として、上記株式譲渡等契約書の条項に従えば、平元社長及び遊佐元取締役が付与されていたストックオプションである各3,400個の全てが行使された場合に取得が予定される各34万株について、その全てをセネジェニックス・ジャパンに譲渡する法的義務が生じていることとなる。

この点、上記の平元社長及び遊佐元取締役の当職らに対する、段階的に新株予約権を行使して最終的には各20万株を保有する安定株主となることを企図していた旨の上記説明と、当該契約書の条項の規定とは整合しない。

平元社長は、自身が行使する予定の全ての株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡することを企図して当該株式譲渡等契約書を作成したものではない旨を説明し、最終的には20万株を保持することを予定していたことから、セネジェニックス・ジャパンのB氏に対して、当該契約書についての記載の株数の意味について尋ねたところ、「それは総枠であり、その枠内で譲渡してくれば足りる」という回答を得ていたとのことである（平元社長ヒアリング）。

また、遊佐元取締役についても、当時、遊佐元取締役は、平元社長に対して、セネジェニックス・ジャパンとの間の当該株式譲渡等契約書について、ストックオプション行使により取得する全ての株式を譲渡するものではない旨を確認したところ、平元社長から「全部でない」旨の返答を得ており、全ての株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡する旨の認識はなかったとのことである（遊佐元取締役ヒアリング）。

以上のとおり、平元社長及び遊佐元取締役とセネジェニックス・ジャパンとの間でそれぞれ締結された株式譲渡等契約書の内容と、平元社長及び遊佐元取締役が目的としていたストックオプション行使に伴う株式譲渡の状況とは客観的には整合しない部分が存在するが、当該不整合については、平元社長及び遊佐元取締役が法律専門家ではなく、調印された株式譲渡等契約書の具体的条項について、仔細に吟味検討しないまま押印したことを原因とする可能性も考えられる。

(2) 上記債権債務関係の存在について2020年10月28日付適時開示に記載されなかった経緯について

ア テラの取締役会における上記の債権債務関係等の説明・審議の有無について

テラの取締役会や監査等委員会において、平元社長及び遊佐元取締役が自らに付与されたストックオプションを2020年6月及び9月に行使し、行使により取得したテラ株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡した旨の事実に関連する議論や、ストックオプション行使により取得したテラ株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡し

たがその譲渡代金が未払いとなっている状況について説明や議論があった事実は確認されていない。

本件調査における平元社長へのヒアリングでも、平元社長は、自らと遊佐元取締役が、監査等委員を含む取締役に対して本件債権債務関係（譲渡代金の未払い）の説明は行っていなかったと述べている。

説明を行っていない理由は、セネジェニックス・ジャパンと交わした株式譲渡等契約書（令和2年7月15日締結）の第3条第1項に「本件株式の譲渡の効果は、前条規定の代金支払時に生じるものとする。」と条件付けられていたため、そもそもこの株式譲渡等契約に基づく株式譲渡の効果は、株式譲渡代金が支払われるまでは未発生だと考えていたからとのことである。

しかし、法的には、セネジェニックス・ジャパンの平元社長及び遊佐元取締役に対する代金支払債務が株式譲渡等契約に基づき発生していたことは明らかであるから、上記の理解は正しいとはいえない。

イ 監査等委員である取締役に対する情報共有の有無について

本件調査におけるヒアリングで、明石元監査等委員は、平元社長及び遊佐元取締役がストックオプションを行使したことは聞いていたが、取得した株式をセネジェニックス・ジャパンに譲渡していたことは知らなかったと述べた。

廣川元監査等委員は、ストックオプションの行使及びセネジェニックス・ジャパンへの譲渡の両方を知らなかったと述べた。

ウ K弁護士への相談の有無について

本件調査におけるヒアリングで、上記の債権債務関係の存在について、有価証券届出書を担当していたK弁護士にも、平元社長らから情報共有がされたことがなかったことが確認された。

エ 「テラセネ劇場」の配信内容に関連する事項について

(ア) 平元社長とセネジェニックス・ジャパンとの間に第三者割当増資の引受をテラ社売却代金の返済条件とするとの約束の有無について

インターネットホームページ「テラセネ劇場」（※註：現在は非公開）で配信された録音では、セネジェニックス・ジャパンの関係者による発言として、セネジェニックス・ジャパンが平元社長・遊佐元取締役から譲渡を受けたテラ株式（ストックオプション行使分）を代金未払いのまま無断で売却していることに関して、第三者割当増資の成立を当該代金支払いの条件としているかのような発言（2020年12月13日付会話）が確認された。

但し、インターネットホームページ「テラセネ劇場」で配信されているセネジェニックス・ジャパンの関係者同士の会話及び発言は、A氏と推定される人物から別の関係者に対して、前述の2020年11月16日のE社とセネジェニックス・ジャパンの間の26億円の送金・返金や同年12月7日のテラ取締役会における第三者割当増資の引

受価格変更の決議など証拠資料上は存在を認めたい事実が存在するものと言及されている等、証拠資料に整合しない発言等が多々確認されることから、当該会話内容の信用性に疑義があることに留意が必要である。

上記の点について、本件調査における平元社長へのヒアリングによれば、このような約束の事実はないとのことであった。

また、本件調査において、当職らが調査したメール、LINE その他の資料にもこのような約束の存在を裏付ける資料等も確認されなかった。

(イ) 平元社長とセネジェニックス・ジャパンとの間における、第三者割当増資の成立によりセネジェニックス・ジャパンに経営権を譲るとした旨の約束の有無について

インターネットホームページ「テラセネ劇場」で配信された録音では、セネジェニックス・ジャパンの関係者の発言として、セネジェニックス・ジャパンによる増資引受の交換条件として平元社長がセネジェニックス・ジャパン側に経営権を譲ることについて同意しているかのような言及（2020年12月2日付会話内容）が確認された。

但し、当該「テラセネ劇場」における発言の信用性自体に慎重な検討が必要であることは前述のとおりである。

この点について、本件調査における平元社長へのヒアリングによれば、このような約束の事実はないとのことであった。

また、本件調査において、当職らが調査したメール、LINE その他の資料にもこのような約束の存在を裏付ける資料等も確認されなかった。

K弁護士へのヒアリング結果によれば、増資が成立した場合には、セネジェニックス・ジャパンがテラの大株主の地位に立つため、セネジェニックス・ジャパンから役員が入ってくる旨の話はあったものの、平元社長が代表者を退くという話は無かったとのことである。

更に、テラの11月度の定時取締役会の録音反訳によると、平元社長としては、第三者割当増資が済んだ後に、セネジェニックス・ジャパンとの間で平元社長と遊佐元取締役の執行体制並びに現状の監査等委員との関係に大きな影響を与えないことを約束させる投資合意を締結する意向がある旨の発言の記載も確認され、かかる点からも当時、上記「テラセネ劇場」においてセネジェニックス・ジャパン関係者の発言を裏付ける事実は確認されていない。

(ウ) 平元社長が会長職となることに同意した事実の有無について

インターネットホームページ「テラセネ劇場」で配信された録音では、セネジェニックス・ジャパンの関係者の発言として、平元社長が会長職となることについて同意したような言及（2020年12月2日付会話内容）が確認された。

但し、当該「テラセネ劇場」におけるセネジェニックス・ジャパン関係者の発言の信用性に慎重な検討が必要であることは前述のとおりである。

この点について、本件調査における平元社長へのヒアリングによれば、このような約束の事実はないとのことであった。

また、本件調査において、当職らが調査したメール、LINE その他の資料にもこのような約束の存在を裏付ける資料等は確認されなかった。

(エ) 平元社長に第三者割当増資を成立させたい個人的な動機があったと認められるか否かについて

前述のとおり、本件第三者割当増資の成立が平元社長へのセネジェニックス・ジャパンによる譲渡代金の返済が条件とされていたとの事実は認められず、その他、当職らの調査において、平元社長に本件第三者割当増資について個人的な利害関係を生じる動機の存在を確認することはできなかった。

#### 4 原因分析

前述のとおり、平元社長及び遊佐元取締役によるストックオプション行使により取得した株式について、セネジェニックス・ジャパンに譲渡したにもかかわらず未払であるという債権債務関係が生じていたにもかかわらず、2020年10月28日付有価証券届出書及び同日付適時開示において不記載となった原因について、以下検討する。

(1) 取締役における法的知識の不足・認識の欠如

平元社長へのヒアリングによれば、前述のとおり、そもそも上記の債権債務の関係の存在について記載の必要性を認識しておらず、その理由は、譲渡の効果が未発生であると理解していたからとのことであった。

また、遊佐元取締役へのヒアリングによれば、当時、個人の債権債務関係は会社とは関係ないとの認識であったとのことである。

よって、まず、取締役における有価証券届出書及び適時開示の記載の必要性に関する法的知識が不足し、認識が欠如していたことが当該不記載の主な原因であると考えられる。

(2) 情報共有の不足

ア 前述のとおり、かかる債権債務関係（譲渡代金未払い）の存在については、取引当事者である平元社長及び遊佐元取締役から、他の監査等委員や有価証券届出書の作成を受任していた外部弁護士に情報共有されていなかった。

イ 前述のとおり、テラの「内部者取引防止規程」は第18条（役員売買等の真正）の定めがあり、役員によるテラ株式の売買については内部者情報管理統括責任者への申請が義務付けられている。

しかし、同時に第20条の適用除外条項があるために、いわゆる「クロクロ取引」としてセネジェニックス・ジャパンとの間の本件株式譲渡の情報が、会社への通知から外れることとなった。

この点で、会社内での情報共有が阻害されたことも、不記載発生の一因と考えられる。

ウ また、会社法上、「新株予約権の数」が登記事項とされ（会社法 911 条 3 項 12 号イ）、当該新株予約権数が行使により減少した場合は、行使月末日から 2 週間以内に変更の登記が必要である（会社法 915 条 3 項）。

この変更登記が迅速に実施されていれば、有価証券届出書の作成を担当する外部弁護士において、登記を確認して上記平元社長及び遊佐元取締役のストックオプション行使を認識し、質問等によりセネジェニックス・ジャパンとの間に債権債務関係を認識する端緒となった可能性がある。

しかし、平元社長及び遊佐元取締役によるストックオプションの行使については、1 回目の行使があった 2020 年 6 月 26 日及び同年 9 月 8 日の以後に速やかに登記される必要があったにもかかわらず、テラ内部において登記の必要性について認識されないうまま登記未了となっており、2021 年 1 月 20 日になって一括して登記されている。

テラ内部における適正な登記を行うことの認識の欠如についても、不記載に至った原因の一つであると思料される。

第5 テラとセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づくメキシコにおける COVID-19 治療新薬開発に関する試験の実在性に関する追加調査について（D教授に関連する事項）

1 問題の所在

2021年12月8日、当職らはテラの眞船社長から、2021年において、眞船社長がD教授と日本において直接接触を持ったことがあるが、その際には、テラとセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づくメキシコでの COVID-19 治療新薬開発の実在性を含む社内調査（第1回目調査については2021年8月6日付第1回調査報告書（公表版）を提出。第2回目調査については同年9月27日付第2回調査報告書を提出。）を実施していた当職らに対して、当該D教授との接触について報告していなかった旨の連絡を受けた。

D教授は、2020年のメキシコのセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づくメキシコにおける COVID-19 治療新薬開発において治験責任医師とされる人物である。

※註 当職らの2021年9月27日付第2回調査報告書（「D教授」と記載）39頁に記載のとおり、テラがセネジェニックス・ジャパンから受領していた2020年5月13日付「CLINICAL TRIAL AGREEMENT」（治験契約書）に、治験依頼者としてのセネジェニックス・ジャパンと、ファシリテーターとしてのセネジェニックス・メキシコ、治験責任医師としてD教授、セネジェニックス・メキシコの代表者でもあるC氏が代表を務める医薬品開発業務受託機関（CRO）となる会社を当事者として締結されている旨の記載がある（ただし、セネジェニックス・ジャパン以外の署名は、全て同一人の署名となっている。セネジェニックス・メキシコ及びD教授の代理人とされる外国人弁護士との署名と推認されるが確認はできていない）。

また、上記調査報告書に記載のとおり、テラはセネジェニックス・ジャパンから、D教授からの臨床試験の進捗報告の文書として、2020年6月21日付報告（同調査報告書51頁）、同年7月7日付報告（同52頁）、同年7月23日付報告（同53頁）等を受領している。

当職らの調査期間中にD教授が来日し、テラにおいて接触があったのであれば、調査事項との関連で、当職らへの連絡のうえ、事実確認のための面談の調整の可否が検討されるべきものであったと思料される。

しかしながら、上記2021年12月8日まで当職らに連絡がなかった。

以下には、テラとD教授の接触状況に関する事実経過、当時調査担当の当職らに連絡がされなかった経緯を明らかにし、また、本件調査においてD教授との接触が可能であれば面談によりテラとセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業契約に基づ

くメキシコにおける COVID-19 治療新薬開発に関する試験の実在性に関する追加調査を行うことを目的に調査を行った。

調査結果は以下のとおりである。

## 2 本件に関する事実経過

### (1) 事実経過

#### ア 2020 年年末の Zoom 会議への D 教授の不参加

2020 年年末当時、テラにおいては、直接、D 教授とコンタクトをとることは困難と認識されていた。

平元社長は、セネジェニックス・メキシコ及び D 教授の代理人とされた外国人弁護士を通じて D 教授にコンタクトを取ろうとし、2020 年年末に実施された Zoom 会議には当該弁護士の他に D 教授も参加する予定であったものの、結局、D 教授は参加しなかったため、テラとして D 教授と面談するには至らなかった。

メキシコと日本という遠隔地であること、D 教授との間にセネジェニックス・ジャパン及びそのメキシコの提携先の関係者が介在しており、直接の連絡が困難と認識されていたものである。

#### イ 2021 年 2 月 10 日井上氏（後にテラ監査等委員に就任）への平元社長らの訪問

2021 年 2 月 10 日、メキシコで行われたとされる D 教授による技術について、専門的見地からの意見を徴するため、平元社長及び遊佐元取締役外 1 名は、H 社の顧問であるとされた I 氏とともに、井上氏（※同年 4 月 1 日以降テラ監査等委員である取締役に就任）の所属する大学を訪問し、見解を聞いた。

その際、遊佐元取締役から、これまでセネジェニックス・ジャパンから交付を受けていた資料に基づき、メキシコでの臨床試験の結果についての説明が行われた。

当該説明資料は、①間葉系幹細胞を投与された 30 名及び標準治療 15 名の経過を示した図、②延命を表す Kaplan-Meier の結果、③サイトカインストームを示す血中サイトカイン測定結果に関する資料であった。

井上氏からは、コロナの治療薬ではなく、サイトカインストームあるいは ARDS（急性呼吸窮迫症候群）の治療薬と理解することが正しい等の回答があった。

テラからは、メキシコで今回の臨床試験が行われていたのか証拠が欲しいが、今後、メキシコから証拠等を得るためには、日本の医師あるいは研究者と D 教授が直接話す機会があった方が良いとの意見が出された。

なお、当該面談は、I 氏の紹介によるものであったが、I 氏と井上氏は、当該時点以前の段階では、医師と患者としての面識しかなく、本件に関する話（テラ、H 社、新型コロナウイルス治療薬や D 教授等一切）は聞いたことはなかったのことである（井上氏ヒアリング）。

テラは H 社との間で、新型コロナウイルス感染症重症化予測 AI プログラムの共同開発に関



する基本合意を締結して以来、H社の顧問とされたI氏から、H社との業務提携への助言を受けるようになり、2021年1月26日には、テラとH社との間でコンサルタント契約を締結した（平元社長ヒアリング）（※註：当職らにテラから提出された契約書は押印版ではなく最終原稿である。）。

当該コンサルタント契約の一環として、メキシコ事業についてもI氏に相談していたところ、同氏からメキシコ往訪により現地調査を行うべきであるとの助言を受けた。

平元社長は、テラにおける医学的知見を有する遊佐元取締役とD教授の直接面談を検討していたものの、遊佐元取締役が固辞したことから、テラではメキシコ現地に往訪することの実現は困難と認識していた。

こうした状況の中で、I氏が単独でメキシコに往訪する旨の意思が表明されたとのことである。I氏の単独でのメキシコ往訪は、テラが依頼したものではなく、テラとしては、I氏の独自の行動という認識であったとのことである（平元社長ヒアリング）。

#### ウ メキシコを訪問するI氏への要望

2021年3月19日、平元社長は、H社に対して、メキシコに独自に往訪するというI氏に対して、要望事項として、メキシコ・イダルゴ州における治験結果の臨床試験データの徴求や、今後、D教授と遊佐元取締役との直接面談を希望すること等をメールで伝えた。

I氏がどのような経緯・理由により、メキシコに行くことになったのかについては、I氏から当職らに調査期間中に一方的に提出された文書では、以下のとおり記載されている。

当該文書には、文書作成者の認識が記載されているが、正確性が資料で担保されず、第三者のプライバシー、業務上の機密事項に該当するおそれがある情報を含むため非公表とする。

#### エ H社とD教授との間の契約締結

フォレンジック調査で確認された資料によれば、H社関係者からテラ眞船社長に対し、以下の契約書等が送付されていたことが認められる。

記

(送付されていた資料)

第三者による業務上の機密事項に該当するおそれがある情報を含むため非公表とする。

オ I氏からの報告

2021年6月又は7月頃、遊佐元取締役は、I氏から、口頭で、イダルゴ州において登録の上、臨床試験が実施されていたことが確認された旨の話を聞いたものの、遊佐元取締役にとっては、特段目新しい情報に接したという記憶はなかった（遊佐元取締役ヒアリング）。

但し、平元社長へのヒアリングによれば、メキシコから帰国したI氏から、メキシコ関連の事業は今後一切をH社が引き受け、テラには関わらせない旨の報告を受け、メキシコ往訪により取得した情報を受け取ることはなかったとのことである。

カ

正確性が資料で担保されず、第三者による業務上の機密事項に該当するおそれのある情報（標題を含む）が含まれるため非公表とする。

キ 2021年8月3日の眞船社長らとD教授とされる人物との面談

眞船社長及び遊佐元取締役へのヒアリングによる結果、判明した事項は以下のとおりである。

2021年7月下旬頃、眞船社長は、I氏から電話を受け、メキシコからD教授が来日している旨の連絡を受けた。

眞船社長及び遊佐元取締役は、I氏から、間葉系幹細胞の製造の受託業務をテラグループで行うことは可能か打診を受けた。テラとしては売り上げにつながる可能性があるため、積極的に検討することとした。当該技術について尋ねたところ、D教授の技術によるものであり、当該D教授が来日しているため、同教授に面談する流れとなったとのことである。

2021年8月3日に、都内のホテルの部屋で、眞船社長、遊佐元取締役、I氏、D教授とされる人物、スペイン語通訳者により面談が行われた。

眞船社長は、挨拶程度をしたのみで短時間のうち部屋から退室し、遊佐元取締役は、部屋内に留まり、D教授の技術の話を聞いた。

なお、眞船社長は、当該面談した人物がD教授本人であるかどうかの本人確認について、後日、D教授が所属しているとされる大学のホームページの情報から同一性を確認したとのことである（眞船社長ヒアリング）。

眞船社長の退室後、遊佐元取締役は、D教授とされる人物に対し、メキシコにおける臨床試験の実施について尋ねたところ、臨床試験は行っており、治療も出来るが、お金がかかるため、当該薬を広めるために薬事承認をしたいとのことであった

(遊佐元取締役ヒアリング)。

D教授は臓器移植専門の医師であり、コロナ発生以前の段階から炎症を抑える研究をしていたところ、コロナが発生し、D教授の大学内で試験的に投与をしたところ、効果が認められたため、30例の臨床試験を本格的に実施した旨の話であった(遊佐元取締役ヒアリング)。

遊佐元取締役は、D教授が実施しているとする治療薬の製造方法について尋ねたところ、後日、H社から、製造方法に関する資料データの提供を受けた。但し、当該製造方法に関する資料データには、使用する機械等をはじめとして製造に必要な情報がないためテラにおいて実際の製造技術を確認することはできなかった(遊佐元取締役ヒアリング)。

当該製造方法に関する資料データは全部で8件であり、全て日本語で記載されている。当該資料データの標題は下記のとおりである。

#### 記

第三者による業務上の機密事項に該当するおそれのある情報が含まれるため非公表とする。

更に、遊佐元取締役がD教授に対して、セネジェニックス・メキシコについて尋ねたところ、当該法人の存在について認識はしていたものの、何らの契約関係も無い旨の返答であり、D教授にはお金も一切支払われておらず、臨床研究はD教授単体で行っていた旨の返答であった(遊佐元取締役ヒアリング)。

#### ク テラファーマ内部における検討の開始

2021年8月13日、遊佐元取締役は、テラファーマの従業員に対し、テラファーマにおいて、間葉系幹細胞の製造受託を検討していることをメールで伝達した。

#### ケ D教授らによるテラファーマの研究施設の見学

I氏から眞船社長に連絡があり、D教授が日本で間葉系幹細胞を培養するための施設を求めているとのことであり、テラの子会社であるテラファーマにおいて、D教授の技術を用いた細胞を培養することの対応が可能かどうか施設見学することの打診を求められた(眞船社長ヒアリング)。

2021年8月21日に、遊佐元取締役及びI氏らとD教授によりテラファーマの製造施設の見学が行われた。

#### コ テラファーマにおけるミーティングの実施状況

テラファーマでは、2021年9月3日に「間葉系幹細胞(MSC)の受託プロジェクト」に関するミーティングが行われ、概要、以下の点が協議された。

- ・当該プロジェクトの目的は、メキシコイダルゴ州において新型コロナウイルス

ス患者に対して投与を実施した間葉系幹細胞の培養技術を取得するもの。

- ・当該プロジェクトにより製造するものは、「●●●」(※註：●●●の部分、機密事項に該当するおそれがあるため、当職らによる伏字)である。
- ・D教授が9月から4、5カ月間滞在予定であるため、滞在期間中に技術移管を完了させたい。
- ・殿町にあるテラファーマの研究施設では、既に進行している治験製品の製造と、今回の新たなプロジェクトによる間葉系幹細胞の製品の製造との住み分けが殿町(※註：テラファーマの研修施設の所在地)の手順書では想定されておらず、実施が困難であるため、運用の整備が必要である。

#### サ D教授等の再度の施設来訪及びテラファーマでの技術研修の実実施計画

2021年9月12日、D教授は自身の家族とともに来日し、同日、H社の担当者により、テラファーマの殿町の研究施設に、D教授がメキシコから日本国内に持ち込んだ培養液や原料などの研修用資材の持ち込みが行われた。

なお、本件調査において、当該メキシコから日本国内への上記資材等の持ち込みにあたっては、I氏が代表を務める法人において、再生医療等製品の輸入にかかる申請がされ当局による確認を得ていることを示す書面の存在が確認された。

翌9月13日、14時45分から17時35分まで、テラファーマの会議室で会議が行われた。

当該会議の出席者は、I氏を含むH社関係者2名、D教授、D教授の妻、通訳、遊佐元取締役をはじめとするテラファーマ関係者4名であった。

当該会議の概要は、以下のとおりであった。

第三者による業務上の機密事項に該当するおそれのある情報が含まれるため非公表とする。

9月16日、D教授らによるテラファーマの殿町にある研究施設の見学が実施され、資材について打合せが行われた。

9月21日、22日、D教授らにより製造工程の説明、入手困難な資材について協議が行われた。もともと、D教授が求める資材が揃わなかったことから実際の研修が実施されることは無かったとのことである。

10月1日、I氏、D教授、D教授の妻、通訳者、遊佐元取締役により、協議が行われ、その後会食が行われた。遊佐元取締役へのヒアリングでは、当該協議では、H社が日本で治験を行う場合に、臨床試験計画書を作成しなくてはならず、D教授が作成する当該書面作成に関し、遊佐元取締役の有する知見を求められ、同席を求められた記憶であるとのことである。

10月12日、D教授ら家族が帰郷するに際し、テラファーマの研究室を訪問し帰国の挨拶とともに、入手できなかった資材の調達方法等の協議がされた。

以上のとおり、D教授の技術再現をテラファーマの施設を利用して実施し、テラファーマの技術者に当該技術の研修を行うことを目的にテラファーマへの往訪がされたものの、最終的にD教授が求める資材が揃わなかったことから、当該研修自体が実施されることはなかった。

シ その後、テラファーマにおいては、上記プロジェクトの実施にあたり不足している機器をH社担当者に問合せをするなどし、2021年10月の時点では、D教授が同年12月に再来日することが予定されていたものの、実際の来日はなく、現在、当該プロジェクト自体の進捗はないとのことである。

なお、テラファーマには、遊佐元取締役を通じて、H社によりPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）へ申請する際の事前協議資料として2021年9月頃にH社から共有されたというD教授とされる人物の作成にかかる書面が情報共有されている。

## （2）テラにおける情報共有の状況について

### ア テラにおける情報共有の状況

#### （ア）取締役会における状況

i テラにおいては、2021年9月21日のテラの実務取締役会において、初めて上記の件に関連するD教授の記述が認められる。

即ち、当職らに提出された取締役会議事録の最終原稿（※註 押印版は作成未了とのこと）上、「報告事項 4 その他」「（1）H社との協業の検討」の審議において、井上元監査等委員からの発言として「私はD教授と2、3度WEB面談をしている。わからないところは質問をしたが口頭でも書面でも回答をもらっていない。D教授の技術が本当に正しいものかどうか私には評価できない。」旨が報告されていることが確認される。

更に、同日、他の出席監査等委員からは、協業にあたりH社の財政状況を把握すべきであるという意見や、D教授の技術を用いた研究であり再発防止の報告書が出ている中で進めることは背任的な行為にあたるおそれがあるため協業自体反対であるという意見が出された。

当該取締役会の際には、取締役会資料として、各取締役に、H社とテラ及びテラファーマとの間の合意書案の骨子を記した「経過報告書」と題する文書が配布されている。その内容は、上記当事者において、コロナ重症・中等症治療薬の共同研究開発事業を行う目的で、「特定認定再生医療等委員会」及び「厚生科学委員会」に承認申請を行うこと、並びにPMDAへの承認申請を目指すため、医師主導臨床試験（治験）と臨床試験にて投薬する幹細胞・エクソソーム治療薬の開発等を行うことその他の事項が規定されている。

但し、フォレンジック調査で確認された資料によれば、当職らが把握した上記「経過報告書」は、もともと I 氏から眞船社長が送付を受けていた「経過報告書」と題する元の文書があった。そして、I 氏から眞船社長が送付を受けた当該元の文書には、「経過」として、2021 年 9 月 12 日に H 社が、テラ及びテラファーマの役員と D 教授の面接の機会を設け日本でのコロナ治療薬開発の協力関係の再構築について協議した旨の記載があったが、上記取締役会の資料として交付された「経過報告書」の「経過」欄では、当該経過に関する記載を削除する変更がされていることが確認された。

しかし、どのような経緯で上記削除に至ったのかは資料上不明であり、当該削除の経緯について、本件調査において眞船社長にヒアリングしたものの、不明との回答であった。

交付資料に上記の削除する変更があり、他に説明もあったことが議事録上も確認することができず、当時の眞船社長以外の取締役及び監査等委員取締役は、当該 D 教授と眞船社長らが直接面会していた等の事実経過を把握することができなかったものと思料される。

また、上記テラ及びテラファーマと H 社との共同研究開発事業に関する合意書は、結局、締結されるには至っていないとのことである。

- ii その他の当職らによる本件調査が開始（2021 年 12 月 21 日）されるまでに開催された 2021 年 1 月以降のテラの取締役会において、D 教授の往訪の件やメキシコにおける新薬開発に関する事業の件について報告や議論された形跡は確認できない。

本件調査において、眞船社長を含む全取締役及び監査等委員に対して書面でヒアリングしたところ、前述の D 教授と眞船社長及び遊佐元取締役が 8 月 3 日に面談していたこと、8 月 21 日には H 社の関係者とともに D 教授によりテラファーマの施設見学が実施されたこと、9 月 12 日以降 D 教授らがテラファーマの研究施設に技術研修を行うため来訪していた事実等は全く報告されていないとのことである。

(イ) 井上元監査等委員による H 社の依頼による技術評価

前述のとおり、井上元監査等委員は、テラの監査等委員に就任する前の 2021 年 2 月に前述のとおり、I 氏、平元社長及び遊佐元取締役の来訪を受け、井上元監査等委員が再生医療に対する治験が豊富であったため、D 教授の技術について見解を求める面談が行われた。

第三者による業務上の機密事項に該当するおそれのある情報が含まれるため非公表とする。

井上氏は、テラの監査等委員に就任した後、メキシコにおける臨床試験の実在性が当職らによる調査事項に含まれていたことを認識していたものであるが、WEB 面談の内容は、H社から井上氏が専門家の立場から個人として依頼を受けた技術評価であり、上記調査とは無関係であり、テラから依頼を受けたものでもないため報告の必要性を認識していないとのことであった（井上元監査等委員ヒアリング）。

(ウ) 実務者会議での状況

テラにおける各部門の担当者による「実務者会議」において、2021年10月18日に、テラファーマから、「MSC（間葉系幹細胞）培養研修、技術開発者のD教授が滞在期間終了し帰国のため中断。12月に再来日し再開予定だが、研修用資材が入手困難のため再開できるかはわからない。」旨が報告されている。

イ テラファーマにおける情報共有

テラファーマ内において定例で行われているミーティング議事録上、「MSC 治験関連」として、時系列に沿ってテラファーマとして対応した事項について共有されている。

当該議事録上の記載からは、9月3日に間葉系幹細胞プロジェクトのミーティングが開始され、8月21日に施設見学をしたD教授がテラファーマへ技術移管を予定し、9月12日にD教授ら家族が来日し、9月21日には試薬等を受け取りテラファーマの施設を見学が予定され、9月22日には培養法の座学が行われたこと等、テラファーマとD教授との間の概括的な事実経過の状況及びD教授の帰国後、不足していたとされる機器の調達方法等についてI氏の関係者に確認しているものの、返信がなく、進捗がないこと等の事実経過が確認される。

(3) H社その他関係者とテラの関係

前述のとおり、テラとI氏を含むH社及びその関係者との間には、D教授の技術を用いた共同開発契約に関する合意書を締結した事実は確認されていない。

また、前述のI氏を通じたD教授のテラファーマの研究施設の見学や、テラファーマの技術者に対するD教授の細胞製造技術の研修の実施等については、テラとD教授との間又はテラとH社やI氏との間で別途の契約が取り交わされたものではなく、本件に関し明確な合意のないまま進められたものと考えられる。

もっとも、この点について、眞船社長からは、ヒアリングにおいてテラとH社との間の2021年1月26日コンサルティング契約に基づくものであるとの認識が示された。

(4) 本件調査に至るまで上記のD教授との接触状況等について当職らに報告されなかった理由について

ア 眞船社長は、本件調査における当職らのヒアリングに対して、当時、メキシコ

における臨床試験の実在性が当職らによる調査対象となっていたことの認識はあったものの、2021年8月3日にD教授と接触したことは、挨拶程度のやりとりであったため、軽微なことと捉えており、当職らに対する情報提供までは考えておらず、取締役会や監査等委員会にも報告はしていないとのことであった。

同年12月21日適時開示の眞船社長の役員報酬30%返上については、取締役会場で、今回の問題について指摘を受け、事前協議等を行わず、当該場において、自らの判断で自主返納を決定し、取締役会終了後に、具体的な減額金額及び期間を決定したとのことである。

イ 但し、当職らの調査によると、前述のとおり、2021年8月に眞船社長自身が代表を務めるテラファーマにおいて、「間葉系受託プログラム」として、I氏を含むH社関係者を通じて、D教授の有する技術の提供を受け、間葉系幹細胞についての製造業務の受託を検討し、D教授が複数回にわたりテラファーマの施設を訪問してテラファーマの技術者に対して技術研修を行おうとするなど、D教授と眞船社長が代表を務めるテラファーマとの間で相当程度の緊密な接触が認められるものであるから、眞船社長の「軽微なことと捉えていた」との評価はあたらないと考える。

ウ 遊佐元取締役は、2021年8月3日にD教授と面談した当時テラの執行役員を務めていたが、本件調査における当職らのヒアリングに対して、D教授の本人確認ができておらずテラとセネジェニックス・ジャパンとの間の共同事業に基づきメキシコでの責任医師とされた「D教授」と同一人物であるか不確定の状況であり、しかも、実際のD教授の技術についても最終的に開示されることもなかったものであったため、あえて当職らに知らせる必要を感じていなかったとの回答であった。

また、遊佐元取締役は、意図的にあえて当職らにD教授との面談の事実等を知らせなかったのではなく、当職らが第1回調査において遊佐元取締役に対する初回のヒアリングが行われた2021年6月の時点では、遊佐元取締役はD教授との面談をしておらず、また、第2回目調査において8月20日に当職らのヒアリングを受けた際には、8月5日D教授と面談はしていたが、既に当職らの第1回調査報告書でメキシコでの新型コロナ治療新薬の臨床試験やイダルゴ州での薬事承認の事実関係の調査は終わっており、第2回目の調査は原因分析と再発防止の段階と認識していたので、知らせる必要性について思い至らなかった等述べた。

しかし、遊佐元取締役は、テラとセネジェニックス・ジャパンとが提携してメキシコでの新型コロナ治療新薬開発の共同事業が行われていた2020年当時にはテラの取締役であり、メキシコ事業におけるD教授の立場の重要性を認識し、また、取締役退任後もテラの執行役員という要職にあつて、当職らの第1回調査報告書においても、メキシコの臨床試験の実在性について確証が得られていない状況に



あるとされていたことを知っていたものと考えられる。

情報提供の必要性がなかったものとは言えないと考えられる。

エ また、遊佐元取締役は、前述のとおり、2021年のテラファーマにおいて間葉系幹細胞の製造受託をしてもらいたいというI氏からの打診について、テラ側で中心的に対応していたことが確認される。

当職らがフォレンジック調査で検討した資料においては、眞船社長は、遊佐元取締役とのテラファーマ担当者との間のD教授のテラファーマ施設への往訪を受け入れるため複数回のメールでのやりとり等にCCで加えられていたのみであり、プロジェクトの検討に主体的に関与している事実は確認されなかった。眞船社長は、D教授の施設見学の日時やその詳細について正確に把握しておらず、D教授から技術研修を受けること自体についての認識をしていたものの、その詳細を当時把握していなかったとのことである。

なお、D教授と対応していた2021年当時、遊佐元取締役はテラの執行役員としての立場であったが、テラの執行役員規程の第17条1項には「執行役員は、取締役会又は代表取締役若しくは取締役より指示された命令、課題等を理解し、忠実かつ積極的にこれを処理し、その結果を報告しなければならない。」と規程されており、代表取締役に適宜の報告を行い業務を進めるべき立場にあった。

オ 当職らは、本件調査における遊佐元取締役へのヒアリングにより、同人からD教授との連絡手段はない旨の回答を得ていた。

しかし、フォレンジック調査で判明した遊佐元取締役個人のメールアドレスを使用したメールの任意提出を受けて確認した結果、2021年8月21日、遊佐元取締役宛にD教授を送り主とする英文メールを直接メールで受信していたことが確認された。

当職らから遊佐元取締役に対して、ヒアリングの内容との齟齬について説明を求めたところ、H社から説明もなく、D教授らしき人物からメールが送付されたが、自分としてはどう対応してよいかわからず返信等もしなかった、メールアドレスが本当にD教授のものかも確認が取れておらず、当職らのヒアリングに対しては連絡手段はない旨回答したとのことであった。

### 3 当職らの第1回調査報告書、及び、第2回調査報告書の記載内容への影響の有無

#### (1) D教授との面談に向けた活動

当職らは、D教授との面談（対面ないしWEB）により事情聴取のヒアリングを行うべく、以下の方法による打診を行った。

##### ① H社に対する要請

2021年12月28日、内容証明郵便により、D教授とのヒアリングの為、D教授との連絡の仲介ないし連絡先の教示を要請した。

また、2022年1月12日、重ねて、H社宛にメールにて、上記要請書をメール添付して送付し同様の要請を行った。

② D教授本人に対する直接要請

2022年1月25日、フォレンジック調査により判明したメールアドレス及び当職らの調査により把握したメールアドレスに対して、直接、当職らのWEB面談要請、及び、主要な質問事項を記した文書をスペイン語に翻訳した要請書を送信した。

しかし、上記①に対しては、H社顧問のI氏から前述の説明文書が送付されたが、D教授との面談に関する要請に対する対応は得られていない。

上記②については、D教授から返信は得られていない。

(2) 以前提出の当職らの調査報告書に対する影響

上記のとおり、本件調査期間中にD教授との面談による事情聴取は実現しておらず、当職らの2021年7月21日付社内調査報告書及び同年9月27日付再発防止に向けた報告書の記載内容について変更する新たな知見は得られていない。

#### 4 原因分析

(1) 総括

上記のような当職らに対するD教授に関連する報告懈怠が生じた原因は、眞船社長に当職らの調査の重要性についての認識の不足があるが、そもそも、テラにおいては代表取締役及び執行役員が得た経営上重要な情報が、取締役会や監査等委員会に報告されていないことにあると考える。

即ち、前述のとおり眞船社長及び遊佐元取締役に対してH社から前述のとおり2021年8月において持ち掛けられたD教授の技術を使用した間葉系幹細胞の製造受託についての打診及びD教授との面談の打診は、前年2020年において頓挫したセネジェニックス・ジャパンとのメキシコでの新型コロナウイルス治療新薬開発事業が、D教授の間葉系幹細胞の臨床研究に関連するものであったこと、D教授が同開発事業における主要人物でありテラがセネジェニックス・ジャパンから受領していた2020年5月13日付「CLINICAL TRIAL AGREEMENT」(治験契約書)に「治験責任医師」として記載のある人物であることからすれば、テラにおいて慎重な判断を要すべきものであり、上記打診を受けた眞船社長においては、取締役会及び監査等委員会に報告して、本件打診に基づくH社との連携作業を進める前に、今回打診された事項と前年度のセネジェニックス・ジャパンとの共同事業との関係の正確な確認や権利関係の整理、当該臨床研究の実在性の確認、そして、そもそも前年度に頓挫している事業の主要人物の臨床研究に再度別の形で関わることの可否について、取締役会の中で審議・検討するべきであったものと考えられる。

しかし、前述のとおり、眞船社長及び遊佐元取締役が2020年8月3日の時点でD教

授とされる人物と面談していた事実、H社及びI氏からテラファーマにおいてD教授の技術を用いた間葉系幹細胞の製造受託の打診を受け、8月21日にはD教授らによりテラファーマの施設見学が実施され、9月12日以降は複数回にわたりテラファーマの施設内において技術研修が行われる予定で往訪された一連の事実については、テラ取締役会において何ら報告されず、眞船社長を除き他の取締役及び監査等委員に対し報告がされることがなかったことが確認され、当時、調査を継続していた当職らにも知らされることはなかった。

この結果、D教授との接触に関する重要情報が、眞船社長及びその指揮監督下にある執行役員の遊佐元取締役の下に情報が滞留し、取締役会・監査等委員会による経営陣全体の議論・検証を経ることなく、当職らへの情報提供も検討されず、前述のとおり、眞船社長及び遊佐元取締役の個人的な判断の下に、メキシコでの新薬開発事業の実在性も含め調査を行っていた当職らへも報告がなされなかったものである。

## (2) 具体的な原因

テラから当職らへD教授との接触について適時の報告が行われなかったのは、具体的には、以下の原因があるものと考えられる。

### ア 眞船社長の当職らの調査の重要性に対する認識の不足

眞船社長が、D教授について、2020年度のテラとセネジェニックス・ジャパンとのメキシコでの新薬開発事業とのかかわりを認識しながら、その実在性を含めて調査を行っていた当職らに対する報告の必要性を認めなかったのは、当職らの調査の重要性に対する認識の欠如ないし不足があったと言わざるを得ない。

即ち、眞船社長は、8月21日のD教授によるテラファーマの施設見学及び9月12日以降のテラファーマの施設を用いた技術研修予定については、遊佐元取締役から眞船社長に対してメール等により伝えられ、その詳細については遊佐元取締役に任せており把握していなかったものの、当該事実の発生自体については認識をしていた。

メキシコにおける臨床試験の実在性やその内容については、テラが、2020年にセネジェニックス・ジャパンに対して研究費用として1億円を支出し、プロメテウス・バイオテック社の株式取得代金としても1.5億円もの多額の資金を支出した事業の中核をなすものであり、眞船社長がD教授と面談した2021年8月の時点で、当該メキシコにおける臨床試験の実在性に関して、当職らの調査では「現在のところ、メキシコにおいて本件に関して何らかの試験実施の存在については伺われるものの、本件試験に関する仔細なデータそのものの確認には至っておらず、当該試験の実在性の確証を得るまでには至っていない。」(第1回調査報告書(公表版)、14頁)と報告しており、引き続きメキシコにおける試験の実在性やその内容についてテラの調査が必要とされていた状況にあった。

それにもかかわらず、眞船社長が、当職らに対する報告の必要性を認めなかった

のは、当職らの調査の重要性に対する認識の欠如ないし不足があったと言わざるを得ない。

#### イ 眞船社長の取締役会への報告の重要性に関する認識の不足

本件においては、取締役会への情報共有があれば当職らへの情報提供の検討がなされた可能性もあったものとするが、前述のとおり、眞船社長は、H社からD教授の技術を使用した間葉系幹細胞の製造受託について打診された後も、取締役会等への報告しないまま、H社との連携作業を進めている。

テラ取締役会規程の第14条（決議事項）では「取締役会の決裁事項は、別に定める。」とされ、末尾「決議事項（第14条）」の「10. その他」に「(5) その他業務執行上重要または異例な事項」、「(6) 決済権限基準に定める事項」が決議事項とされ、「決済権限基準」には「重要な契約に関すること（購買、資産、経費に関する以外）」のうち「重要な業務提携、共同事業、出資等」、「その他重要な契約及び解約」が定められている。

また、テラ取締役会規程の第16条（報告事項）では「取締役会への報告事項は、別に定める。」とされ、巻末「報告事項（第16条）」には下記のとおり定められている。

#### 記

1. 代表取締役及び他の取締役の毎月の業務執行報告
2. 競業取引または会社との取引を行った取締役は、当該取引につき重要な事実
3. その他取締役が報告を求めた事項

前述のとおり、H社から打診されたD教授の技術を使用した間葉系幹細胞の製造受託は、前年度にテラが当事者として関わり頓挫したメキシコでの新薬開発共同事業の主要人物である「治験責任医師」の技術を使用した間葉系幹細胞の製造を、第三者（H社）から受託するという内容の契約であり、「(5) その他業務執行上重要または異例な事項」に該当するものとする。また、前述の位置づけからすれば重要性は高く、「重要な業務提携、共同事業、出資等」、「その他重要な契約及び解約」にも該当し得る。

そして、これらの決議事項に関する判断材料は、特段の事情がない限り適時に報告されていくべきものと考えられる。

また、D教授の技術を使用した間葉系幹細胞の製造受託の打診及びD教授との面談は、取締役会での報告事項として定める「代表取締役及び他の取締役の毎月の業務執行状況」としても報告されるべきものである。

しかし、これらについて、眞船社長からテラ取締役会等において適時の報告をすることが全く無かったことは、不適切な対応であったと思料される。

本件において、眞船社長がH社から打診を受けた2021年7月末及び眞船社長と

遊佐元取締役がD教授と面談した同年8月3日以降に開催された8月16日の取締役会において、本件に関する報告は一切ない。

また、2021年9月21日の取締役会（眞船社長及び遊佐元取締役も出席）では、初めて、D教授の技術を用いた間葉系幹細胞の製造に関する協業について報告され、審議していることが議事録上確認することができるが、この際にも、同年8月3日に眞船社長と遊佐元取締役がD教授とされる人物と既に面談をし、8月21日にもH社関係者とともにD教授とされる人物にテラファーマの施設見学を行い、9月12日から研修のための資材搬入等の作業が行われ、まさに当該取締役会当日の9月21日にも、D教授がテラファーマの施設内に往訪して同教授の技術を用いた細胞製造についての協議していることについて、同取締役会の場で何ら報告がされた事実はない（※註：前述のとおり、配布された「経過報告書」からは、H社関係者提出の元原稿にあった上記経緯が削除されている）。

#### ウ 遊佐元取締役の報告に関する認識の不足

遊佐元取締役も、執行役員として、上記2021年8月16日の取締役会、及び、9月21日の取締役会に参加しているが、D教授との接触状況やテラファーマでの協議状況に関して発言をしておらず、これも適時の報告がなかった原因の一つであると考えられる。

## 第5 再発防止策の提言

以上の原因分析を前提に、以下のとおり再発防止策を提言する。

### 1 第三者割当増資の失権の再発防止について

#### (1) 事実に反する加工が存在する資料が提出される可能性を視野に入れた確認を行う意識を持つこと

本件において、前述のとおり、割当予定先からテラに対して、事実に反する加工が存在する疑いが強い預金通帳写し、振込受付書等の資料が提出された背信行為が認められることを踏まえ、今後の増資手続において、担当者、その監督者、取締役会及び監査等委員会は、割当予定先への過度の信頼と予断を排除し、事実に反する加工が施された資料が提出される可能性を視野に入れた確認を行う意識を持つことを徹底するよう提言する。

#### (2) 引受予定先から提出された重要資料の信用性の確認を徹底する

上記の事態を踏まえ、引受予定先から提出された重要な根拠資料について、信用性を確認するため、業務執行取締役及び担当従業員は、以下の事項を含んだ確認作業を徹底するよう提言する。

##### (確認事項)

- ・割当予定先の払込資金の存在について、預金通帳の「原本」確認を行う。
- ・可能な限り直近に発行された金融機関発行の残高証明書の「原本」の交付を受け、取得し、確認する。
- ・有価証券届出書の提出、適時開示等のため原本確認することが時間的に難しく、メール上でPDFデータ等により「写し」でやりとりが行われる場合には、必ず可及的速やかに「原本」の確認を行い、最終的に確認する。
- ・割当予定先が払込資金を第三者から融資を受ける場合には、当該第三者の資金保有状況についても、上記同様の方法で「原本」を確認する。
- ・弁護士名での証明書や、一定の社会的地位にある者からの保証書等を安易に信用しない。かかる書類に対しては、「原本」を確認するとともに、作成名義人本人に直接連絡を取り、作成・押印の事実の有無、記載された証明内容の確認方法、根拠資料等について聞き取りを行い記録する。
- ・割当予定先とは勿論、割当予定先が払込資金を第三者から融資を受ける場合には、当該第三者とも直接面談し、融資の意思、経緯、出資の条件、属性、経営状況を確認し、エビデンスを取得する。

- ・上記の各「原本」の確認が、相手方の拒絶ないし資料の原本廃棄等を理由に拒絶された場合には、拒絶理由の合理性を検討し、提出資料の偽造・変造の可能性を検証するとともに、記録に残す。
- ・証明書・保証書等の作成名義人への確認が拒絶された場合には、拒絶理由の合理性を検討し、提出資料の偽造・変造の可能性を検証するとともに、記録に残す。作成名義人の回答に不明確な点、不審点がある場合にも同様とする。

### (3) 失権防止のための業務フローの作成、及び、取締役会への報告

第三者割当増資の失権を防止するため、上記(2)の点を網羅し、かつ、東京証券取引所自主規制法人上場管理部の公表する「上場管理業務について－不適切な第三者割当の未然防止に向けて－」で示されるチェックリストを参考に、事実及び資料の確認のための業務フローを独自に策定し、業務執行取締役及び担当従業員は、当該業務フローに従って割当予定先の払込資金の状況を確認し、確認状況（不審な点があった場合の上記記録を含む。）についての報告を定期的に取り締役に提出することを提言する。

### (4) 取締役会・監査等委員会における監督

上記(3)の報告を受けた取締役会は、業務執行取締役及び担当者が、当該業務フローを遵守し、確実な出資履行に向けて確認事項を確認しているかチェックするとともに、不明確な点、不審点が認められる場合は、提出資料の偽造・変造の可能性、割当予定先の払込資金の確保、円滑な払込の阻害要因がないか再検証を行うことを提言する。

なお、当該作業は、テラに法務部門等が拡充された場合は、当該部門が確認検証作業を代替し、取締役会には報告を行うものとすることも可能と考える。

監査等委員会は、上記確認作業が順守されているか監視する。

## 2 ストックオプション関連の債権債務関係の不記載について

### (1) 法務部門の整備拡充

本件においては、前述のとおり、役員による自社株譲渡の譲渡代金が未払いである債権債務関係がありながら、これが役員個人の独自の解釈によって記載の必要性が無いものと判断されていた事情を踏まえ、第三者割当増資の手續にあたり、有価証券届出書及び適時開示の記載事項について、適切に情報を収集し判断する能力を備えた法務部門を整備拡充することを提言する。

## (2) 内部者取引防止規程の適用除外事由の変更

本件において、前述のとおり、平元社長及び遊佐元取締役がストックオプション行使により取得したテラ株式がセネジェニックス・ジャパンに譲渡されていた事実が、内部者取引防止規程における取締役の会社に対する申請義務の適用除外条項（いわゆる「クロクロ取引」）に該当したことから、会社への報告がなされなかったことが、取締役会・監査等委員会において株式譲渡の事実自体を認識するところとならず、記載漏れを助長した一事情となったと考えられる。

本件で問題となっている不記載は、直接にはインサイダー取引を規制することを目的とした内部者取引防止規程には無関係であるものの、そもそも、内部者取引防止規程の適用除外となる重要事実を知っている者との間での市場外取引（いわゆる「クロクロ取引」）への該当性判断は、当事者の自己判断だけでなく会社にも検証の機会が与えられることが合理的である。

今回の債権債務関係の不記載が発生した事情を踏まえると、クロクロ取引についても適用除外条項から外して会社への申請義務の対象とし、会社に対して役員の自社株売買の事実を認知させたうえで、売買当事者双方の重要事実の認識の有無について当事者だけではなく、会社においてチェックするように変更するよう提言する。

## (3) 変更登記の迅速な実施

本件において、前述のとおり、ストックオプション行使による新株予約権数の変更登記が法定の行使月末日から2週間以内に変更登記（会社法915条3項）がされておらず、2021年1月20日まで変更されなかったことから、有価証券届出書の作成を担当する外部弁護士において、登記を確認して上記平元社長及び遊佐元取締役のストックオプション行使を認識し、質問等によりセネジェニックス・ジャパンとの間に債権債務関係を認識する可能性のある端緒を得ることもできなかった可能性がある。

このことを踏まえると、テラにおいて、変更登記を要する事項が発生した場合に迅速に変更登記を実施する措置を講じるよう提言する。

## 3 D教授関連についての報告懈怠について

### (1) 業務執行取締役が取締役会に報告すべき事項の整理及び明確化

本件においては、前述のとおり、眞船社長が取締役会に報告すべきと考えられる事項が報告されていなかった。



決裁権限基準により取締役会の決議事項（重要な契約の締結等）に関わる事実については、取締役会は順次経過報告として、進捗状況を業務執行取締役より報告を受けるべきである。

この点、前述のテラの取締役会規程の第16条（報告事項）、及び、末尾「報告事項（第16条）」の定めは内容が曖昧である。

仮に、決裁権限基準により取締役会の決議事項とされている重要な契約の締結に関わる事実であっても、最終的な契約書締結の承認時まで取締役会に進捗が報告不要であると解釈されてしまうと、取締役会は業務執行取締役に対して実効的な監督を及ぼすことができない。

本件を踏まえ、業務執行取締役が取締役会に報告することを要する場合を整理し、規定として明確化するよう提言する。

## （2）常勤監査等委員の設置

本件において、前述のとおり、眞船社長の当職らの調査の重要性に対する認識の不足や取締役会への報告の重要性に関する認識の不足から、眞船社長と遊佐元取締役とD教授の面談は、取締役会・監査等委員会と情報共有されず、当職らへの報告の必要性も検討されなかった。

テラでは、2021年10月18日付の監査等委員会において、従前存在していた常勤監査等委員の設置に関する規程について、実態が無いとの理由から削除している。

テラにおいては、前述のとおり、業務執行取締役の業務執行状況を取締役会、監査等委員会が充分把握できていない状況が伺われ、社外の監査等委員のみでは限界が認められることから、再発防止策として常勤監査等委員を設置し当該常勤監査等委員がテラの各部門担当者による実務者会議等に参加して情報収集を行うものとするを提言する。

## （3）業務執行取締役及び執行役員の社外の者との接触状況に関する報告の実施

更に、業務執行取締役の日々の業務執行状況を監査する手段として、業務執行取締役及び執行役員において、テラの業務に関し、社外の者と面談や協議を行った場合に、当該面談や協議の実施日時、参加者、面談や協議の内容、やりとりされた資料等をまとめた文書やデータを作成し、監査等委員が必要な時に随時閲覧することができる仕組みを整備することを提言する。

以上

別紙（関連するテラの内部規程）

1 取締役会規程第14条

テラにおいては、「新株の発行事項」、「社債（新株予約権付社債を含む）の発行」  
「1件金1,000万円以上の債権の放棄」について、取締役会の決議事項となっている。

2 内部者取引防止規程（必要と思われる範囲の抜粋）

〔重要情報の定義〕

第4条 本規程の対象となる「重要情報」とは、別表に掲げる、当社が株式会社  
東京証券取引所の上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示に関する規  
則により適時開示が義務付けられる、当社または他社に関する情報（重要事実）  
およびこれに該当しなくとも開示することが当社に対する投資者にとって有用  
であると判断される情報をいい、当社または当社の子会社（有価証券届出書、  
有価証券報告書、四半期報告書）で公衆の縦覧に供せられた直近のものにおい  
て、企業集団に属する会社として記載された会社をいう。以下本規程および別  
表において同じ。）(マ)に生じた情報が当社または他社にとって重要情報とな  
る場合を含むものとする。」

〔内部者情報管理統括責任者の職務〕

第9条 内部者情報管理統括責任者は、情報管理責任者と協力して次の事項を行  
う。

- 1) 当社の重要情報の管理
- 2) 当社および子会社に生じた情報が重要情報に該当するか否かの判定
- 3) 重要情報の開示の要否、時期、方法、担当者の決定
- 4) 役員等および情報管理責任者に対する指導ならびに助言
- 5) 役員等から届出があった当社の株券等の売買等の許否の決定
- 6) 公表等により重要情報に該当しなくなった情報について、関係する役員等お  
よび情報管理責任者への連絡
- 7) 本規程その他関連諸規程の制定・改廃の提案
- 8) 本規程その他関連諸規程の役員等および情報管理責任者への周知

〔情報管理責任者の職務〕

第10条 情報管理責任者は、内部者情報管理統括責任者と協力して次の事項を  
行う。

- 1) 担当部門における重要情報の管理
- 2) 担当部門で発生した重要情報または重要情報に該当する可能性がある情報

の内部者情報管理統括責任者への報告

- 3) 担当部門の役員等に対する指導および助言
- 4) 内部者情報管理統括責任者からの連絡事項の担当部門の役員等への伝達

(重要情報の報告等)

- 第11条 役員等は職務上当社の未公表の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、自己の所属する部門の情報管理責任者に報告する。役員が知ったときは、直接、内部者情報管理統括責任者に報告することができる。
- 2 情報管理責任者は、当社の未公表の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を知ったときは、直ちに当該情報の内容および関係する役員等の氏名等を内部者情報管理統括責任者に報告する。
  - 3 内部者情報管理統括責任者は、前項の情報が重要情報に該当するか否かおよび今後の管理の留意点等を決定のうえ、関係する部門の情報管理責任者等に対して、当該情報の管理に関し必要な指示を行うものとする。
  - 4 前項の情報が公表等により重要情報としての管理が不要となった場合には、内部者情報管理統括責任者は速やかに前項の情報管理責任者等にその旨連絡するものとする。」

#### 「 第4章 重要事実に基づく株券等の売買等の禁止

(株券等の売買等の禁止)

- 第17条 役員等は、当社または他社の重要事実を知った場合、法令または本規程で認められる場合を除いて、当該重要事実が公表されるまで、当社または当該他社の株券等の売買等をしてはならない。役員等本人名義のみならず、名義の如何を問わず役員等の自己の計算で行うものについても同様とする。

(役員等の売買等の申請)

- 第18条 役員等が当社の株券等の売買等をする場合には、売買等を行おうとする日の前営業日から起算して7営業日前までに、売買等の予定日、予定株式数ならびに、証券会社を通じて売買等を行う場合は当該証券会社名を、所定の書式にて、法務担当部門長を経由して内部者情報管理統括責任者に申請するものとする。役員等本人名義のみならず、名義の如何を問わず役員等の自己の計算で行うものについても同様とする。
- 2 内部者情報管理統括責任者は前項の申請があった場合、当社の重要事実の有無等を確認し、当社に重要事実が生じていると判断したときは、重要事実が公表されるまでの間、当該売買等の中止を求めることができる。内部者情

報管理統括責任者は、許否を判断の上、その結果を申請した役員等に回答するものとする。

- 3 前項で許可を受けた役職員等が当社の株券等の売買等をする有効期限は、内部者情報管理統括責任者の許可後7営業日以内とし、有効期限を超えて当該届出にかかる売買等を行おうとする場合は、再度申請を行うものとする。
- 4 第2項で中止を求められた役員等は、これに従うとともに、中止を求められた事実を他の役員等その他第三者に洩らしてはならない。

(役員等の売買等の報告)

第19条 役員等が当社の株券等の売買等を行った場合、売買等を行った日の翌営業日から起算して7営業日以内に売買等を行った日および株式数等を、所定の書式にて、総務部長を経由して内部者情報管理統括責任者に報告するものとする。役員等本人名義のみならず、名義の如何を問わず役員等の自己の計算で行うものについても同様とする。

(適用除外)

第20条 下記の場合には第17条ないし第19条の規定は適用されない。

- 1) 当社の役員持株会または従業員持株会を設立した場合はそれら持株会を通じた継続的な買付け
- 2) ストックオプションを有する者が当該ストックオプションを行使することにより株券を取得する行為。ただし、行使により取得した株券を売り付ける行為は適用除外とならない
- 3) 重要事実を知っている者との間で、市場を通さずに相対で株券等の売買等をする行為
- 4) その他法令により特に認められている取引

- 2 役員等が、前項により株券等の売買等が認められる場合か否か自ら判断できない場合は、第18条の規定に従って法務担当部門長を経由して内部者情報管理統括責任者に届け出て、その指示に従うものとする。」

「(売買等の報告)

第26条 役員は、自己の計算において、当社の株券等の売買等を行った場合、内閣府令の定めるところにより、当該売買等に関する報告書を売買等のあった月の翌月15日までに所轄の財務(支)局長に提出しなければならない。

- 2 前項の売買等が証券会社に対する委託によって行われた場合には、前項の報告書は当該証券会社を経由して提出するものとする。」

「(監査)

- 第28条 内部監査室は、適時開示および内部者取引の未然防止にかかる社内体制について監査を行い、その適切性および有効性を検証するとともに、監査結果および改善提案について社長に報告する。
- 2 監査等委員会は、適時開示および内部者取引の未然防止にかかる社内体制の整備についての取締役の職務の執行を監査する。
  - 3 役員等は、前2項の監査について内部監査室または監査等委員会から協力を求められた場合はこれに協力しなければならない。

(株主名簿等との照合)

- 第29条 法務担当部門は、役員等による当社の株券等の売買等が本規程に則って適正に行われているかどうか、1年に1回以上株主名簿等と照合するなどの方法により調査するものとする。」